

大学機関別認証評価

自己評価書

平成25年6月

沖縄県立芸術大学

# 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織	7
基準 3	教員及び教育支援者	15
基準 4	学生の受入	23
基準 5	教育内容及び方法	28
基準 6	学習成果	48
基準 7	施設・設備及び学生支援	51
基準 8	教育の内部質保証システム	59
基準 9	財務基盤及び管理運営	63
基準 10	教育情報等の公表	69

# I 大学の現況及び特徴

## 1 現況

(1) 大学名 沖縄県立芸術大学

(2) 所在地 沖縄県那覇市首里当蔵町

### (3) 学部等の構成

学部：美術工芸学部、音楽学部

研究科：造形芸術研究科、音楽芸術研究科、  
芸術文化学研究科

附置研究所：附属研究所

関連施設：附属図書・芸術資料館、奏楽堂

### (4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：美術工芸学部 289名

音楽学部 174名

大学院 77名

教員数： 75名

## 2 特徴

沖縄はアジア大陸の東にあって、弧状に連なる日本列島の南西端に位置し、亜熱帯気候に属する大小160の島々からなる島嶼県である。かつては琉球王国として貿易で栄えた独立国であった。その歴史と風土が育んだ地域文化の個性の美は、世界遺産に登録された遺跡群や、人々の生活とともに今に受け継がれている芸能や工芸などに見ることができる。

沖縄県立芸術大学創設の端初は、戦後、米国の施政権下に置かれていた沖縄が、昭和47年に日本復帰を果たし、国と県が復帰後の緊急施策として本土との格差是正に取り組むなか、時の知事の芸術大学設置表明によって開かれる。県は知事の表明を受けて、国が策定する第2次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置を盛り込み、芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育研究に、沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を取り入れた特色ある地域大学創りを骨子とする「沖縄県立芸術大学設置の基本的考え方」をまとめた。設置準備はこの方針に沿って進められ、昭和61年4月沖縄県立芸術大学が開学する運びとなった。

開学に先だち策定された「建学の理念」には、本学を建学する基本的な精神として「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにある」との創設の思いがうたわれている。

大学の教育課程整備は、昭和61年美術工芸学部と附属研究所の設置から始まり、平成2年音楽学部、平成5年造形芸術研究科、平成6年音楽芸術研究科、平成7年芸

術文化学研究科（博士課程）と年次的に進められ現在に至っている。この間、美術工芸学部には芸術学専攻を増設、また既設の音楽学部邦楽専攻名を实体に即して「琉球芸能専攻」と改め、それに伴い、同専攻内コース名を「琉球古典音楽コース」、「琉球舞踊組踊コース」と改称、美術工芸学部工芸専攻内には懸案だった漆芸部門の開設、博士課程には芸術表現領域の開設など、日々「建学の理念」の具現化に努めている。

本学の組織機構は、美術・工芸及び音楽の教育研究を行う2学部、主として伝統芸術文化の研究並びに普及を行う附属研究所の三者で構成され、教員はいずれかの教授会に所属するとともに大学院を兼務している。また、近年、両学部・研究所の教員兼務による全学教育センターが設置され、専門教育活動と連携しながら教養教育・資格課程教育を実施している。

本学は国公立で4校目の芸術大学（四年制）として誕生した。学士課程総収容定員は420人と国公立芸術大学の中では最小規模であるが、専門教育教員1人当たりの学生数は6.9人、大学院を含む学生1人当たりの校舎面積は59㎡と充実した教育環境を誇っている。

大学キャンパスは、首里城をはじめ王朝時代の遺跡が数々残る古都首里の3地区に分かれて整備されており、ふだん学生は文化遺産を間近に見ながら学園生活を送っている。首里城に臨む当蔵キャンパスには、芸術大学の特徴的な施設として芸術資料館及び奏楽堂が整備され、芸術資料の収集・展覧会・演奏会活動が行われ一般に公開されているほか、本学の蓄積された芸術的資産、能力を社会に還元することが県立大学の責務として学部、附属研究所による公開講座の開設など地域貢献活動が行われている。

近年重要課題となっている大学間連携では、五芸大（東京芸術大学・京都市立芸術大学・金沢美術工芸大学・愛知県立芸術大学・沖縄県立芸術大学）の一員として連携を図っているほか、女子美術大学とは教育・学術交流協定を締結。海外では、ヨーロッパ及びアジアの7カ国・地域、10校と国際交流協定が結ばれ、留学生の相互受入、交流展の開催などが行われている。特に、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心に位置する芸術大学として、汎アジア的広がりを視野に入れた大学間交流が図られている。

## II 目的

沖縄県立芸術大学は昭和61年4月に開学した。開学に先だって昭和58年に「建学の理念」と「設置の基本構想」が策定された。設置の基本構想は、建学の理念を具体化し、目標として掲げたものである。また、学則にある大学、学部、大学院、研究科の目的の条文も建学の理念に則って策定されている。

なお、「建学の理念」の具現化に向けた取組は現在も続けられており、「建学の理念」は本学の健全な発展に向けた重要な指針となっている。

### 【建学の理念】

- 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。
- 県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。
- 我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを探究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

### 【基本構想】

- 1 県立芸術大学は、建学の理念に基づき、伝統芸術文化の地域個性を明らかにすると同時に、アジア地域における芸術文化とのかかわりを教育・研究の特色とし、これらを通して伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資するとともに、時代の要請にも対応できる新しい大学像を求める。
- 2 県立芸術大学の組織機構については、美術・工芸及び音楽の教育研究を行う2学部と、主として伝統芸術文化の研究並びに普及を行う附属研究所の三者で構成し、これらの組織の密接な関係の下に、総合性、柔軟性及び国際性をもつ開かれた大学を指向する。
- 3 学術研究については、特に沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の個性を明らかにするとともに、汎アジア的な広がりにおける東洋芸術文化の研究を行い、それらを通して芸術文化の国際交流を推進していく。
- 4 教育については、地域における伝統芸術の文化の継承と発展に重点を置き、積極的に学外実習を導入した技術教育と芸術教育を行うとともに、芸術の普遍性の見地から哲学的、美学的な基礎理論を重視した知識教育を併せて行うことによって、芸術文化に対する深い理解をもち、創造力豊かで将来社会における幅広い実践活動に役立ち得るような人材の育成を図る。
- 5 附属研究所については、地域社会との関連に重点をおき、伝統芸術及びその関連分野の研究を行い、これらを通じて伝統芸術に係る後継者の指導育成を図るとともに、伝統芸術を基調とした芸術文化の創造発展に寄与せしめる。また、研究成果については広く社会に公開するとともに、普及講座及び移動大学等の運営を図る。
- 6 入学者の選抜方法については、創意工夫を行い、外国人学生についても配慮する。また、高等学校における芸術課程との関係を密にする。

#### 【大学の目的】

沖縄県立芸術大学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

#### 【学部の目的】

○美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

○音楽学部は、音楽・芸能に関する専門的技術および諸理論を教授研究して、音楽・芸能の専門分野における知識、技術、表現力、及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

#### 【大学院の目的】

沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

#### 【研究科の目的】

○造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

○音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

○芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな見識及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

#### 【附属研究所の目的】

○研究所は、地域伝統芸術（以下「伝統芸術」という。）及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

##### 【観点到係る状況】

本学における大学の目的は「建学の理念」に従って定められている。（資料 1-1-①-A）

沖縄県立芸術大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、本学の目的は、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする」と定められている。また、学則第 2 条の 2 には美術工芸学部、学則第 2 条の 3 には音楽学部の目的が定められている。（資料 1-1-①-B）

##### 資料 1-1-①-A 建学の理念

日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として緊要なことである。

県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。

我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを追究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

（出典 資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」建学の理念 P1、資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」P1）

##### 【資料 1-1-①-B】各学部の目的

（美術工芸学部の目的）

第 2 条の 2 美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(音楽学部の目的)

第2条の3 音楽学部は、音楽・芸能に関する専門的技能及び諸理論を教授研究して、音楽・芸能の分野における知識、技術、表現力及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(出典 資料1-1-①-1 「平成25年度学生便覧」 学則 P22 抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学の学則第1条に掲げる目的は、学校教育法第83条第1項「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」に適合している。

観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

沖縄県立芸術大学大学院学則（以下「院則」という。）第1条において、本大学院の目的は、「建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与すること」と定められている。

また、院則第3条の2には造形芸術研究科、院則第3条の3には音楽芸術研究科、院則第3条の4には芸術文化学研究科の目的が定められている。（資料1-1-②-A）

資料1-1-②-A 各研究科の目的

(造形芸術研究科の目的)

第3条の2 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

(音楽芸術研究科の目的)

第3条の3 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(芸術文化学研究科の目的)

第3条の4 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(出典 資料1-1-①-1 「平成25年度学生便覧」 大学院学則 P29 抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本大学院の院則第1条に掲げる目的は、学校教育法第99条第1項「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化

の進展に寄与すること」に適合している。また、大学院設置基準第1条の2に規定する大学院の教育研究上の目的については、院則において定められているところである。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- ・ 大学の目的は「建学の理念」に従って定められており、同理念は本学の原点であると同時に大学の健全な発展に向けて重要な指針となっている。

### 【改善を要する点】

該当なし



## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学には、美術工芸学部及び音楽学部の2学部が設置されている。（資料 2-1-①-A、資料 2-1-①-B）

美術工芸学部は、「沖縄の伝統に根差した美術工芸はもちろん、造形芸術に新たな地平を切り拓き、自ら社会的役割を見出せる作家や研究者などの専門家の養成を目指す」としており、「高い技術や専門知識、総合的かつ国際的な視野を身につけ、次代を担う個性的で優れた人材を育成する」ため、美術学科とデザイン工芸学科が設置されている。美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻で構成され、造形芸術の基本となる美術領域の実技・理論の教育研究を行っており、デザイン工芸学科は、デザイン専攻と工芸専攻で構成され、地域の特色を幅広く捉えながら今日的デザインへの展開、並びに沖縄の伝統工芸を継承しながら新しい時代の創造的な造形表現への展開を目指す教育研究を行っている。美術工芸学部の2学科5専攻は、有機的に結合しあい沖縄の次代を担う人材の育成と豊かな芸術文化の創造という目的を達成することが可能な学部構成となっている。（前出資料 1-1-①-1、同 1-1-①-2）

音楽学部では、「魅力あふれる地域性に根差しつつ、アジアから世界に向かって、21世紀をリードする音楽・芸能を創造し、発信していく人材を育成する」ため、音楽学科の中に声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻が設置されている。声楽専攻及び器楽専攻は、音楽学部の基礎となる専攻組織である。琉球芸能専攻は、音楽学部の最も特色ある教育分野として、沖縄の伝統音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。音楽学専攻は、学部成立に不可欠な楽理分野として、地域の伝統音楽、芸能分野と西洋古典音楽を理論面や創作面から総合的に支える教育研究を行う専攻である。声楽、器楽、音楽学の3専攻と琉球芸能専攻が豊かに関わりあって新しい創造の地平を拓くことこそ音楽学部の最も重要な使命であり、その目的を達成することが可能な学部構成となっている。（前出資料 1-1-①-1、同 1-1-①-2）

資料 2-1-①-A 学部学科の設置（美術工芸学部、音楽学部）

学部	学科	専攻	コース
美術工芸学部	美術学科	絵画専攻	
		彫刻専攻	
		芸術学専攻	
	デザイン工芸学科	デザイン専攻	
		工芸専攻	

音楽学部	音楽学科	声乐専攻	
		器楽専攻	ピアノコース
			弦楽コース
			管打楽コース
		音楽学専攻	音楽学コース
			作曲コース
		琉球芸能専攻	琉球古典音楽コース
			琉球舞踊組踊コース

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 条例第 3 条 P16)

資料 2-1-①-B 学部の設置

(学部、学科、専攻及び収容定員)

第 2 条 本学に、美術工芸学部及び音楽学部を置く。

2 前項の学部に置く学科、専攻及び収容定員は次のとおりとする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 学則 P22 抜粋)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」各学部履修規程 P38、54、各学部履修要領 P43、62

資料 1-1-①-2 \* 「大学案内 2013」学科構成 P2、18

「大学現況票」別紙様式

【分析結果とその根拠理由】

本学の学部及び学科・専攻（コース）の構成は、2 学部 3 学科 9 専攻の課程となっており、伝統的な専門分野のみならず、新しい創造的芸術文化の形成について、学生が自らの活動目的に向かうことを可能とする教育課程で構成されている。このことから、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到に係る状況】

本学における教養科目は、専門教育の成果を生かすことができるような、社会性と豊かな人間性を兼ね備えた国際的、文化的素養のある人材の育成を目指している。（前出資料 1-1-①-2）

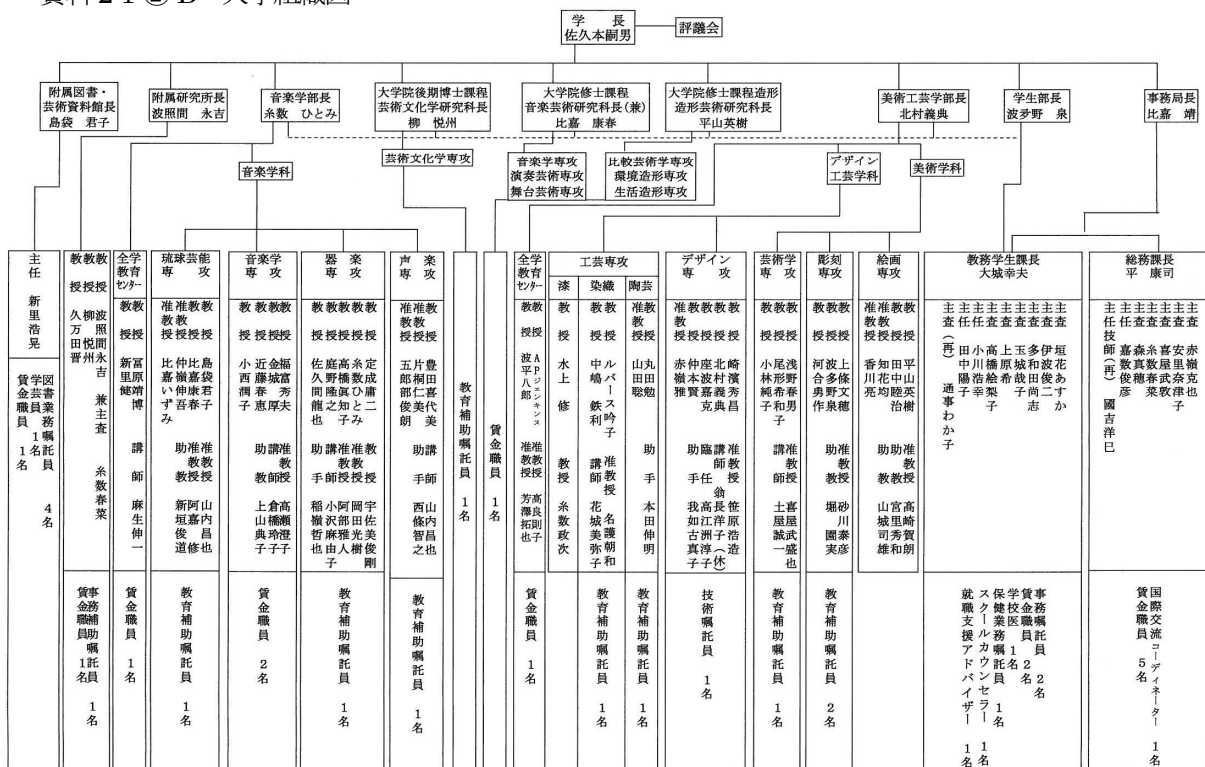
教養科目は、芸術的修練の土台となる主体的・総合的に考える力を養うことを目的とする総合教育科目と、専門的領域を越えた基礎的分野である共通教育科目から構成されており、教養科目の課程は、全学教育センターにおいて運営されている。平成 23 年に設置された同センターは、教養教育や資格課程（教職課程・博物館学課程）の実施及び研究・開発に全学的に取り組むためセンター長に学生部長をもって充て、副センター長はセンター長がセンター所属教員の中から指名する。センター所属教員は教養教育を主務とするセンター専任教員 5 名、教職課程を主務とするセンター専任教員 2 名、博物館学課程を担当する教員 1 名、美術工芸

学部及び音楽学部において専門科目を担当する教員各3名、附属研究所教員1名の計15名で組織されている。(資料2-1-②-A) これにより、専門教育の教育活動と連携し、全学の教育を有機的に関連させた教養教育の体制となっている。なお、教職課程を主務とする教員を含む教養担当の各教員は、美術工芸学部又は音楽学部のいずれかの教授会に所属している。(資料2-1-②-B、資料2-1-②-1、前出資料1-1-①-1)

資料2-1-②-A 全学教育センター教員構成。(兼務)は3年任期 平成25年4月1日現在

全学教育センター	美術工芸学部教員	教養教育 主務教員	3	8	15名
		教職課程 主務教員	1		
		博物館学課程 担当教員(兼務)	1		
		専門教育 担当教員(兼務)	3		
センター長(学生部長)	音楽学部教員	教養教育 主務教員	2	6	
		教職課程 主務教員	1		
		専門教育 担当教員(兼務)	3		
	附属研究所	教員(兼務)	1	1	

資料2-1-②-B 大学組織図



- 資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」全学教育センター設置規程 P2-40、全学教育センター委員会規程 P2-41
- 資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」美術工芸学部履修規程 P38、美術工芸学部履修要領 P43  
音楽学部履修規程 P54、音楽学部履修要領 P62
- 資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」全学教育センター P30

【分析結果とその根拠理由】

教養教育と専門教育の教育活動を連携して取り組むために設置された全学教育センターは、美術工芸学部、音楽学部及び附属研究所の教員で組織されており、人的体制を含め、全学的な観点から教養教育の効果的な教育活動が図られている。このことから、教養教育の体制が、適切に整備されていると判断する。

**観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

【観点到に係る状況】

本学大学院の目的は、院則第 1 条で定めており、修士課程として造形芸術研究科と音楽芸術研究科、また後期博士課程として芸術文化学研究科を設置している。（資料 2-1-③-A、前出資料 1-1-①-1）

造形芸術研究科には、生活造形専攻（陶磁器専修、染織専修）、環境造形専攻（デザイン専修、絵画専修、彫刻専修）、比較芸術学専攻（比較芸術学専修、民族芸術文化学専修）の 3 専攻を置き、時代の要請に対応した幅広い芸術活動に貢献し得る造形芸術家、研究者、教育者等の人材育成を目指している。

音楽芸術研究科には、舞台芸術専攻（琉球古典音楽専修、琉球舞踊組踊専修）、演奏芸術専攻（声楽専修、ピアノ専修、管弦打楽専修）、音楽学専攻（音楽学専修、作曲専修）の 3 専攻を置き、より広い視野に立った高度な教育研究を目的として専門家の育成を目指している。

芸術文化学研究科（後期博士課程）は、比較芸術学研究領域、民族音楽学研究領域、及び芸術表現研究領域（平成 25 年度より新設）で構成され、より高度な研究の場を提供している。（資料 2-1-③-B、前出資料 1-1-①-2）

資料 2-1-③-A 大学院の設置

（大学院）  
第 2 条の 4 本学に、大学院を置く。

（出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」学則第 2 条の 4 P22 抜粋）

資料 2-1-③-B 研究科、課程の設置

研究科	専攻	専修
造形芸術研究科	生活造形専攻	陶磁器専修
		染織専修

造形芸術研究科	環境造形専攻	デザイン 専修
		絵画 専修
		彫刻 専修
	比較芸術学専攻	比較芸術学 専修
		民族芸術文化学 専修
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	琉球古典音楽専修
		琉球舞踊組踊専修
	演奏芸術専攻	声楽 専修
		ピアノ 専修
		管弦打楽 専修
	音楽学専攻	音楽学 専修
		作曲 専修
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	比較芸術学研究領域
		民族音楽学研究領域
		芸術表現研究領域

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 条例第 4 条 P16 参照)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 大学院学則 P29

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 研究科の構成 P32～35

「大学現況票」 別紙様式

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、その基底に学部の研究分野が存在していて、それらのより高度な研究教授の場としてそれぞれの修士課程、博士課程が学部の専門領域に呼応する組織構成になっている。これらは先に述べた大学の理念をさらに高度に育成するための手段として有効である。このことから、研究科及びその専攻の構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

**観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

**【観点に係る状況】**

本学は、教育研究に必要な施設として、附属図書・芸術資料館、奏楽堂、全学教育センター及び美術工芸学部共通造形センターを有している。（前出資料 1-1-①-2）

附属図書・芸術資料館は、沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存するとともに、芸術資料を収蔵している。また、同館の特別コレクションとして、「鎌倉芳太郎琉球芸術調査資料（重文）」及び「岡村吉衛門コレクション」を有している。同館内には、展示室（3室）があり、教員、学生等による企画展が催され、芸術表現の場としても活用されている。

奏楽堂は、客席 390 席ホールを中心として、合奏室、講義室、録音スタジオ等を備え、本学の音楽教育に重要な役割を担っており、コンサートを主目的としながらも、伝統芸能部門の研究発表にも対応可能な設備を備えている。また、音楽学部の基本施設として、音楽実技の総合実習、教育研究成果の発表、演奏会活動等の場として、不可欠の施設となっているとともに、地域社会の芸術文化活動に有効利用されている。

全学教育センターは、教養教育、資格課程（教職課程・博物館学課程）教育を実施するために設置されている。（詳細は、前述、観点 2-1-②参照）（前出資料 2-1-②-1）

共通造形センターは、造形芸術における表現領域の広がりや重なりを視野に入れ、専門枠にとらわれない教育機会を提供するための横断組織として設置されている。同センターは、美術工芸学部共通科目の造形基礎、自由科目、卒業・修了作品展等のコーディネートをはじめ、写真工房等（5 工房）の運用により、教育研究の目的達成に資する施設として機能している。（前出資料 2-1-②-1）

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 共通造形センター P16、全学教育センター P30～31、附属図書・芸術資料館 P37、奏楽堂 P38

資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」 全学教育センター設置規程 P2-40、美術工芸学部共通造形センター設置規程 P7-19

**【分析結果とその根拠理由】**

芸術教育及び研究のために有する上記附属施設、センター等は、いずれも本学の教育研究目的達成に十分に資するものであり、教育研究の精度を保証するための重要な組織である。また、附属図書・芸術資料館、奏楽堂及び共通造形センターは、学内利用のみならず、本学が外部に教育研究活動を公開する施設として、あるいは企画展や公開講座等を通して社会貢献を行う施設として機能している。

**観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。**

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

**【観点に係る状況】**

教授会は、学則第 6 条の規定により両学部及び附属研究所に設置され、各々の教授会規程に規定する審議事項を審議している。教授会の構成員は、学部長及び研究所長をはじめ、所属する専任教員全員（助教・

助手を除く)により組織され、毎月1回(8月を除く)定例的に開催し、教育活動等学部運営に係る重要事項を審議している。(資料2-2-①-A、前出資料2-1-②-1)

教務関係では、両学部教授会の下に専攻ごとに選出された委員で組織する学部教務委員会が置かれ、教育計画及び履修に関する事項を審議している。また、本学における教育計画及び履修に関し、全学的に調整を必要とする事項を審議するため、大学教務委員会を置いている。(前出資料2-1-②-1)

なお、教育活動の向上及び改善に関して、組織的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、ファカルティ・ディベロップメント委員会が平成20年に設置された。同委員会は、学長、学部長、研究科長等で組織され、教育力向上及び教育活動改善の方策等について審議している。(前出資料2-1-②-1、資料2-2-①-B)

資料2-2-①-A 教授会の設置

(教授会)

第6条 学部及び附属研究所に、教授会を置く。

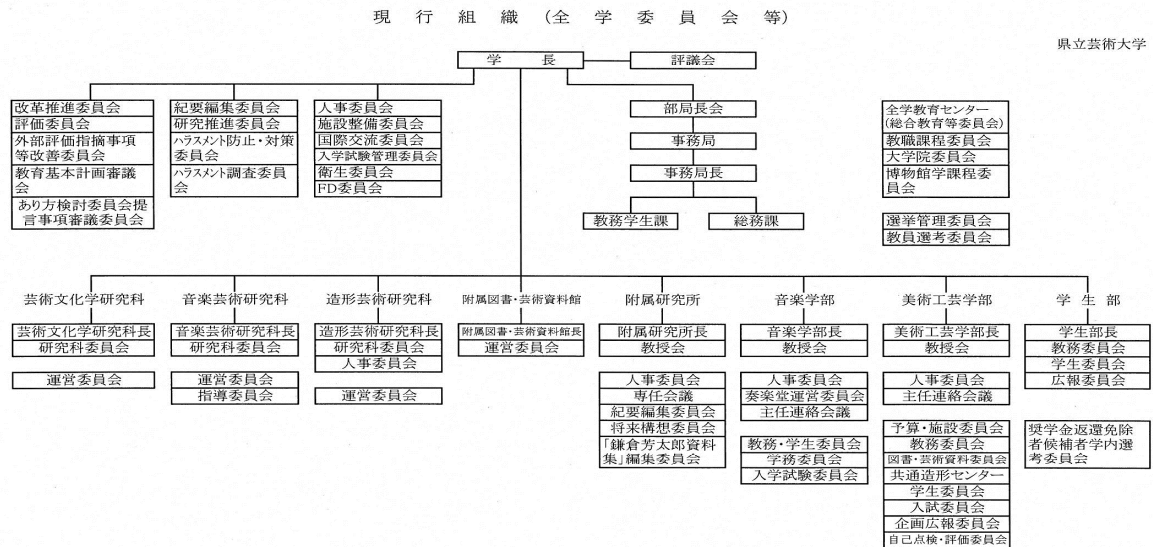
- 2 教授会は、各学部又は附属研究所の教授をもって組織する。
- 3 教授会が必要と認めるときは、教授会の組織に准教授及び講師を加えることができる。
- 4 教授会は、特例法の規定によりその権限に属する事項のほか、学部又は附属研究所に関する重要事項を審議する。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(出典 前出資料1-1-①-1 「平成25年度学生便覧」学則第P23抜粋)

資料2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」美術工芸学部教授会規程 P7-1、音楽学部教授会規程 P7-23  
美術工芸学部教務・学生委員会規程 P7-9、音楽学部教務・学生委員会規程 P7-28  
大学教務委員会規程 P2-10、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 7-35

資料2-2-①-B 大学現行組織図

平成25年5月1日現在



【分析結果とその根拠理由】

美術工芸学部及び音楽学部教授会は、定期的開催され、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

教務委員会等は、適切な開催回数と審議内容を有し、各専攻を代表する委員によって構成されている。よって、教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織は適切な構成となっており、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 附属図書・芸術資料館は、沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存するとともに芸術資料を収蔵。特別コレクションとして「鎌倉芳太郎琉球芸術調査資料（重文）」、「岡村吉衛門コレクション」を有し、収蔵展で一般公開している。また、展示室は教員・学生等の企画により利用され、芸術表現の場としても活用されている。
- ・ 奏楽堂は、本学の音楽教育に重要な役割を担っておりコンサートを主目的としながらも、伝統芸能部門の研究発表にも対応可能な設備を備えている。また、音楽実技の総合実習、教育研究成果の発表、演奏会活動等の場として、不可欠の施設となっているとともに、地域社会の芸術文化活動に有効利用されている。
- ・ 全学教育センターは、専門教育の教育活動と連携し、全学の教育を有機的に関連させた教養教育、資格課程教育を実施するとともに、その研究・開発に取り組んでいる。
- ・ 美術工芸学部共通造形センターは、造形芸術における表現領域の広がりや重なりを視野に入れ、専門枠にとらわれない教育機会を提供するための横断組織として設置され機能している。

【改善を要する点】

該当なし



### 基準3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

##### 【観点到る状況】

本学の教員は、美術工芸学部、音楽学部又は附属研究所のいずれかに所属している。

美術工芸学部は2学科5専攻で構成されており、学部運営上、専攻を基本組織として専攻主任をおき責任体制を敷くとともに、専攻内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築している。学部長は、主任連絡会議を開き学部運営について連携を図っている。

音楽学部は1学科4専攻で構成されている。学部運営上4専攻を基本組織としているが、よりきめ細かい教育を行うために、更に7コースに細分化されて構成されている。それぞれに専攻主任、コース主任を置いて責任体制を敷き、専攻・コース内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築している。学部長は指名した3名の教員と共に毎月会務を開催し、学部各種委員会と学部全体の円滑な調整、教授会における議案の立案や整理を行い、学部運営について連携を図っている。

造形芸術研究科は3専攻で構成されており、専攻は専修によって構成されている。研究科の運営は研究科長による責任体制のもと専修主任連絡会議を開き連携を図っている。(前出資料2-1-②-1)

音楽芸術研究科は3専攻で構成されており、専攻は7専修によって構成されている。各専攻は主任を置いて組織的な連携体制を構築している。研究科の運営は運営委員会が研究科全体の円滑な調整、研究科委員会における議案の立案や整理を行い、研究科の運営について連携を図っている。(前出資料2-1-②-1)

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科はその教育研究内容において学部の専攻との関連が密接であることから、実質的に専修を単位とする責任体制が運用されている。

芸術文化学研究科は1専攻3領域で編成され、造形芸術研究科及び音楽芸術研究科担当教員が兼務している。(前出資料2-1-②-1)

資料2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」造形芸術研究科委員会規程 P9-1、音楽芸術研究科委員会規程 P9-6、芸術文化学研究科委員会規程 P9-12

##### 【分析結果とその根拠理由】

美術工芸学部では、学部運営上、専攻（コース）を基本組織として、専攻主任において責任体制を敷くとともに、専攻内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築し運用を図っている。学部長は、主任連絡会議を開き学部運営について連携を図っている。

また、音楽学部では、学部運営上、専攻・コースを基本組織として専攻主任、コース主任において責任体制を敷くとともに、専攻・コース内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築している。

同様に、大学院においても専修を基本組織とする体制がとられていることから、本学では組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在も明確にされた教員組織編成になっているものと判断する。

**観点3-1-②：** 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

**【観点到係る状況】**

本学学士課程における平成25年度専任教員及び非常勤講師等の員数は、専任教員(助手を除く)が67人、非常勤講師が232人となっている。なお、教養教育・教職課程担当教員(7人)を除いた専門教育専任教員の総定員に対する一人当たりの学生数は、美術工芸学部7.9人、音楽学部5.9人である。

平成25年度の専任教員の内訳は、美術工芸学部が33人(助手3人を除く)で教授18人、准教授9人、講師3人、助教3人であり、音楽学部は27人(助手2人を除く)で、教授13人、准教授9人、講師3人、助教2人である。また、全学教育センターの教養教育担当は教授3人、准教授1人、講師1人、教職課程は教授1人、准教授1人である。

専任教員は各専門領域の主要な科目を担当しており、必要に応じて非常勤講師(単位認定者)を配置しているほか、美術工芸学部では実技実習科目を進める上で専任教員と連携して担当する非常勤講師の配置、音楽学部の楽器等ごとの配置など芸術大学に特徴的な非常勤講師計画が図られている。(前出資料1-1-①-2)

また、実技実習に必要な助手についても、専任助手に加えて教育嘱託員を配置し授業運営に支障なきよう配慮している。

資料1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内2013」教員総覧 P44  
「大学現況票」別紙様式

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では、少人数教育を基本としたカリキュラムやクラス編成及びオムニバス授業等の多様な授業形態をもって教育活動を行っており、活動を展開するため設置基準に則った専任教員数が確保され、必要に応じて非常勤講師、助手等が配置されている。また、主要科目を担当する全専任教員数における教授及び准教授の割合は8割を超え、本学の教育の質を支えている。

**観点3-1-③：** 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

**【観点到係る状況】**

本学大学院には、造形芸術研究科(修士課程)と音楽芸術研究科(修士課程)、芸術文化科学研究科(博士課程)が設置されており、美術工芸学部及び音楽学部の教員と附属研究所教員を兼担している。

3研究科では、研究科人事委員会において沖縄県立芸術大学研究指導教員等選考審査規程第4条に基づき、研究指導教員と研究指導補助教員の資格審査を行うとともに専攻・研究領域ごとに必要な指導教員数を示した別表に従って教員の確保を行っている。(前出資料2-1-②-1、資料3-1-③-A、資料3-1-③-1、資料3-1-③-2、資料3-1-③-3)

資料2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」研究指導員等選考審査規程 P4-70  
「大学現況票」別紙様式

資料 3-1-③-A 研究指導員等選考審査規程別表

研究科	専攻	専修等	研究指導教員数
造形芸術研究科	生活造形	陶磁器 染織	5~6
	環境造形	デザイン 絵画 彫刻	9~11
	比較芸術学	比較芸術学 民族芸術文化学	4
音楽芸術研究科	舞台芸術	琉球古典音楽 琉球舞踊組踊	3~4
	演奏芸術	声楽 ピアノ 管弦打楽	7~8
	音楽学	音楽学 作曲	4~5
芸術文化学研究科	芸術文化学	比較芸術学 民族音楽学 芸術表現	7~9

備考・研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならない

・研究指導補助教員数は、研究指導教員の半数以上を置くものとする。

(出典 前出資料 2-1-②-1「沖縄県立芸術大学規程集」研究指導教員等選考審査規程 P4-70)

- 資料 3-1-③-1 \* 「平成 25 年度大学院造形芸術研究科履修案内」造形芸術研究科研究室担当一覧 P4~6
- 資料 3-1-③-2 \* 「平成 25 年度音楽学部・沖縄県立芸術大学大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」音楽芸術研究科大学院研究室一覧 P45
- 資料 3-1-③-3 \* 「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」芸術文化学研究科研究室一覧 P7

【分析結果とその根拠理由】

本学研究科では大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部省告示 175 号）に適合している。担当する教員（研究指導教員及び研究指導補助教員）は、各研究科の審査委員会による審査を経て、専攻・研究領域ごとに教育活動を展開するために必要な教員数が確保されている。

観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員の採用は、助手も含めて公募制をとっている。ただし、助教及び助手は3年の任期制をとっており、1回限り1年以内の再任を可能としている。(前出資料2-1-②-1)

教員の性別バランスの男女比は7:3となっているほか、年齢のバランスは60歳以上25%、50歳以上32%、40歳以上26%、30歳以上13%、20歳以上4%となっている。なお、60歳代教員に1名の外国人教員が含まれている。(資料3-1-④-A)

本学では、教員組織の活動をより活性化させるため、平成19年度から「沖縄県立芸術大学教育研究支援資金」制度を設けており、本学教員による全学にまたがる独創的・先駆的なプロジェクトに対して助成を行っている。(資料3-1-④-1、資料3-1-④-2)

また、教員研修制度として、美術工芸学部では文部科学省等の助成金による研修とは別に、私費による国内外における研修を2ヶ月以上1年以内で行うことができる申し合わせ事項を定めている。(前出資料2-1-②-1)

なお、本学は、教員の出産・育児休業期間中における教育研究支援体制が未整備となっている。

資料3-1-④-A 大学教員数(年齢別・性別)総括表

職名	性別	60歳～	55歳～	50歳～	45歳～	40歳～	35歳～	30歳～	25歳～	合計	
		65歳	59歳	54歳	49歳	44歳	39歳	34歳	29歳		
教授	男	14	11	1	3	0	0	0	0	29	
	女	5	2	3	0	0	0	0	0	10	
	計	19	13	4	3	0	0	0	0	39	
	比率(男)	74%	85%	25%	100%						74%
	比率(女)	26%	15%	75%	0%						26%
准教授	男	0	1	5	4	5	1	0	0	16	
	女	0	1	0	2	1	0	0	0	4	
	計	0	2	5	6	6	1	0	0	20	
	比率(男)		50%	100%	67%	83%	100%				80%
	比率(女)		50%	0%	33%	17%	0%				20%
講師	男	0	0	0	0	0	2	1	0	3	
	女	0	0	0	1	2	1	0	0	4	
	計	0	0	0	1	2	3	1	0	7	
	比率(男)					0%	67%	100%			43%
	比率(女)					100%	33%	0%			57%
助教	男	0	0	0	1	0	0	2	0	3	
	女	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
	計	0	0	0	1	0	1	2	1	5	
	比率(男)				100%		0%	100%	0%		60%
	比率(女)				0%		100%	0%	100%		40%
助手	男	0	0	0	0	1	0	1	1	3	
	女	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
	計	0	0	0	0	1	0	2	2	5	
	比率(男)							50%	50%		60%
	比率(女)							50%	50%		40%
合計	男	14	12	6	8	6	3	4	1	54	
	女	5	3	3	3	3	2	1	2	22	
	計	19	15	9	11	9	5	5	3	76	
	比率(男)	74%	80%	67%	73%	67%	60%	80%	33%		71%
	比率(女)	26%	20%	33%	27%	33%	40%	20%	67%		29%
全体に占める割合(%)		25.0	19.7	11.8	14.5	11.8	6.6	6.6	3.9	100.0	

- 資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」沖縄県立芸術大学における教員の任期に関する規程 P4-56、美術工芸学部教員研修に関する申し合わせ事項 P4-53
- 資料 3-1-④-1 \* 沖縄県立芸術大学教育研究支援資金応募要領
- 資料 3-1-④-2 \* 沖縄県立芸術大学教育研究支援資金実施状況

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育研究支援資金制度を設け教員の積極的な研究活動に助成していること、教員研修制度として美術工芸学部では私費による国内外における研修が可能としていることから、全体としては大学の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための措置が講じられているものと判断する。

ただし、教員の出産・育児休業期間中における教育研究支援体制が未整備であること、及び私費による教員研修が全学的な制度となっていないことから、両制度の整備にむけた取組が必要と考える。

**観点 3-2-①：** 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用及び昇任については、学内規程で基準や手続き等を明確に定めるとともに、教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力など総合的な要素に基づき審査している。採用と昇任に際しては、教育上の指導能力及び専門能力以外に教育と大学運営に係る資質も審査対象とされている。教員の採用は公募を主体として行っている。(資料 3-2-①-A、前出資料 2-1-②-1)

大学院の全教員は、学部と附属研究所を本務とする兼担となっており、学部教員として採用の際に資格を審査している。なお、教員の採用及び昇任は、学長の申し出に基づき知事が任命する。

資料 3-2-①-A 教員の人事システムの趣旨

- 1 本学が追究する芸術教育の理念を実現する教員の適正な配置のために、人事が大学全体の視野の中で行われるべきこと。
- 2 人事の発議、選考において、専攻、学部、研究科、研究所及び大学がそれぞれ適切な役割を担うべきこと。
- 3 教員採用及び昇任人事においては、専門分野の能力のほか、教育、大学運営等に係る資質も審査対象とすべきこと。

(出典 資料 3-2-①-1 教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法)

- 資料 3-2-①-1 \* 教員の採用、承認選考に係る指針及び運用方法
- 資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」大学教員選考基準 P4-36、大学教員選考規程 P4-38、大学教員採用要綱 P4-39、大学教員選考審査要綱 P4-44、大学教員昇任要綱 P4-42

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用及び昇任に関しては、採用基準や昇任基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされている。また、その評価も適切な方法で行われているものと判断できる。

**観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

【観点に係る状況】

平成 18 年度には、「沖縄県立芸術大学大学自己点検・評価」が行われ、教員の教育活動に関する点検がなされた。(資料 3-2-②-1) 現在、大学ホームページに教員総覧の項目が設定され、各々の教員の専門分野や研究活動・業績が公表されている。

美術工芸学部では、教員の企画・参加による展覧会が、本学附属図書・芸術資料館の展示室で開催され、教員の活動状況として外部にも公表されている。また、学外における団体展や企画展・個展等により、研究活動として作品が発表されている。

音楽学部では、学内外の演奏会や公演に出演することにより、教員の研究活動の成果を発表している。

また、沖縄県立芸術大学紀要のほか、附属研究所では毎年度、附属研究所紀要「沖縄芸術の科学」を刊行し、各部門と担当教員の詳細な研究活動・業績等を報告している。

資料 3-2-②-1 \* 沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書 別添資料 3-3-1-1  
 ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/souran/index.html> (教員総覧・教育研究活動参照)  
<http://www.okigei.ac.jp/outline/publications.html> 「大学刊行物」参照  
 「大学現況票」別紙様式

【分析結果とその根拠理由】

両学部教員の研究活動業績は、本学ホームページの教員総覧で公表されている。実技系教員の学内外における展覧会・演奏会活動は常に社会的評価を受ける環境にある。また、附属研究所教員の研究活動は、附属研究所紀要「沖縄芸術の科学」に毎年公表されている。ただし、本学では教員の教育及び研究活動に対する定期的評価は行っていないことから、今後、教員の継続的業績評価に係る取り扱いを研究推進委員会のもとで検討する必要がある。

**観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。**

【観点に係る状況】

本学では、教務及び学生支援関係事務について、主に教務学生課が担っている。(資料 3-3-①-1)

同課には専任職員 9 人、事務補助嘱託員 2 人、賃金職員 1 人、就職支援アドバイザー 1 人及び保健業務嘱託員 1 人を配置している。また、総務課に国際交流コーディネーター 1 人を配置している。

美術工芸学部には助手 3 人、教育補助嘱託員 5 人、技術嘱託員 1 人を配置している。

音楽学部には助手 2 人、教育補助嘱託員 3 人を配置している。(資料 3-3-①-A)

本学におけるティーチング・アシスタント制度は平成 18 年度から実施しており、大学院の学生に、担当教員の補助者として、講義、演習、実技、実習等の教育補助業務を行わせている。また、リサーチ・アシスタント制度も平成 18 年度から実施しており、大学院芸術文化学研究所の学生に、教員が行う研究プロジェ

資料 3-3-①-A 大学教員数 (非常勤職員含む)

教員組織									事務局(※学長含む)		非常勤職員(嘱託職員、賃金)				
学部	専攻	コース	教員計	教授	准教授	講師	助教	助手	職名等	職員数	所属等	嘱託員	賃金	備考	
美術工芸	絵画		7	2	3			2	学長	1	事務局 総務課	1	5	(嘱託)国際交流(賃金)受付、財務、秘書、美化、施	
	彫刻		5	3	1			1	事務局長	1	事務局 教務学生課	6	2	(嘱託)窓口2、保健1、就職1、	
	芸術学		5	3	1	1			課長	2		常勤 4	学校医1、スクールカウンセラー1		
	デザイン		8	4	2	1		1	主査	11	附属研究所	1	1	(賃金)窓口、崎山	
	工芸	陶芸		3	1	1			1	主任	4	美術工芸学部			
		染織		6	3	1	1		1	主事		彫刻専攻	2		
		漆芸		2	2					再任用	2	芸術学専攻	1		
	全学教育センター		4	2	2				職員計	21	デザイン専攻	1			
美術計		40	20	11	3	3	3			工芸専攻(陶芸)	1				
											工芸専攻(染織)	1			
音楽	声楽		5	1	2	1		1	<b>教職員数</b>		音楽学部				
	器楽	ピアノ	3	2		1			教員	75	声楽専攻	1			
		弦楽	2	1	1				職員	21	器楽専攻	1			
	音楽学	管打楽	5	3	1			1	嘱託員	21	音楽学専攻(資料室)		2		
		音楽学	4	2	1	1			賃金	14	琉球芸能専攻	1	1	(賃金)視力障がい学生支援	
	琉球芸能	作曲	3	2			1		合計	131	全学教育センター		1		
		古典音楽	3	1	2				※嘱託員2名は除く		日本語教室				
	舞踊組踊	4	1	2			1				大学院芸術文化学研究所	1	1		
全学教育センター		3	2			1				附属図書・芸術資料館	5	1			
音楽計		32	15	9	4	2	2			非常勤職員計	23	14	常勤的非常勤21		
附属研究所		3	3												
教員計			75	38	20	7	5	5							

クト等に研究補助者として参画させている。(資料 2-1-②-1)

資料 3-3-①-1 \* 事務分掌  
 資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」 嘱託員設置規程 P4-67、ティーチング・アシスタント取扱要領 P8-39、リサーチ・アシスタント取扱要領 P8-41  
 「大学現況票」別紙様式

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に則した教育活動を展開するために必要な事務職員が配置されており、各専攻と相互連携の下に役割分担を担いながら教学組織の円滑な運営と適切な意思決定が行われるよう協力体制の確立に努めている。

ティーチング・アシスタントについては、毎年多くの大学院生が参加し、教育的効果を高め、大学教育の充実を図るとともに、当該学生の指導者としてのトレーニングと教育研究への積極的参加を促す機会となっている。一方、リサーチ・アシスタントについては、今のところ応募する学生が少ない状況である。

教育活動の更なる充実を図るため、事務職員と教員間の連携の充実が望まれる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

- ・ 教員組織の活動をより活性化するために、教員の出産・育児休業期間中における教育研究支援体制の整備及び私費による研修制度を全学的制度として整備する必要がある。



## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点到係る状況】

本学では、入学者受入方針の明確化を図るため、平成 20 年にアドミッション・ポリシーを定め、各学部、各専攻（コース）及び各研究科に係るアドミッション・ポリシーを大学案内、学生募集要項等に明記し、本学が求める学生像を周知している。

#### 【資料 4-1-①-A】 <大学>アドミッション・ポリシー

<大学>アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

##### ○教育の理念

本学は、「沖縄文化が創りあげてきた個性の美と、人類普遍の美を追究する」ことを基本精神としています。これにより、伝統芸術の継承と発展にとどまらず、新たな芸術創造の可能性を広げ、21 世紀の芸術分野で活躍できる人材を育成しています。さらに、学生の専門的力を高め、豊かな人間性と社会性を身につける教育をめざします。

##### ○本学の求める学生像

将来性のある豊かな芸術的感性を備え、基礎的な表現技術あるいは研究への能力を備えると同時に、さまざまな芸術文化に幅広い興味を持ち、現代社会に向けて新しい芸術創造の営みを発信していく意欲に満ちた学生を求めています。

（出典 前出資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」 P1、資料 4-1-①-1 「平成 25 年度入学者選抜要項」 P1）

#### 【資料 4-1-①-B】 <学部>アドミッション・ポリシー

<学部>アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

##### ○美術工芸学部

- ・造形芸術の制作や研究に主体性を持って積極的に取り組むことができ、優れた感性と個性を持つ人。
- ・将来、作家や研究者など美術工芸の専門家となる基礎的能力と意欲のある人。
- ・コミュニケーションを大切に考え、美術工芸と社会との関係のあり方を追究できる人。
- ・沖縄固有の芸術文化や自然等に関心があり、沖縄で学ぶことに意義を見出せる人。

##### ○音楽学部

- ・音楽家として活躍していきたいという意欲に満ちた人。
- ・音楽の基礎的な実技力を備え、さらに専門的に高度な技術や学問の修練を重ねたいと考えている人。
- ・音楽に対する視野を広げ、現代社会において音楽を学ぶ意義を考えていこうとする人。
- ・古典を学び、さらに新しい時代にふさわしい芸術文化を創造して、社会に発信していこうという積極性をもつ人。

（出典 前出資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」 P1）

【資料 4-1-①-C】 <大学院>アドミッション・ポリシー

<大学院>アドミッション・ポリシー (入学者受入方針)

○造形芸術研究科

本研究科の教育理念・目的の達成を目指し、幅広い教養と造形芸術分野の専門的素養を備え、専門分野の研究を行うに必要な基礎的な能力と目的意識、強い意欲を備えていることを入学者選抜の判定の主眼としています。

○音楽芸術研究科

本研究科の教育理念・目的の達成を目指し、幅広い教養と音楽芸術分野の専門的素養を備え、専門分野の研究を行うに必要な基礎的な能力と目的意識、強い意欲を備えていることを入学者選抜の判定の主眼としています。

○芸術文化学研究科

芸術文化学研究科の入学者選抜は、上述の教育理念・目標を達成できるような、芸術に関する基礎的な知識を備え、学位論文を執筆するための意欲と能力と展望を備えていることを判定の主眼としています。

(出典 前出資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」 P32～35)

資料 1-1-①-2 \* 「大学案内 2013」

資料 4-1-①-1 \* 「平成 25 年度入学者選抜要項」

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「建学の理念」及び「入試案内」参照

【分析結果とその根拠理由】

本学では、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、ホームページにおいても、公表されているところであり、本学が求める学生像は適切に周知されている。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜の基本事項は、年度毎に策定している入学者選抜要項において定められている。

学士課程入学者選抜は一般選抜（前期・後期）及び特別選抜（推薦、社会人）で行っている。一般選抜では大学入試センター試験を課しているが、特別選抜では免除としている。（資料 4-1-①-1）

一般選抜の前期日程は美術工芸学部及び音楽学部の全専攻が実施するとともに、後期日程は美術工芸学部 絵画専攻及び彫刻専攻が前期とともに分離分割して実施している。判定基準は、大学入試センター試験の得点と本学の個別学力検査等の得点の総合点を基準としており、両学部実技系分野における<センター試験>対<個別学力検査>の配点比率は 3 : 7 となっている。なお、芸術学専攻では 3 : 1、音楽学コースでは 2 : 3 である。（資料 4-1-①-1）

美術工芸学部の個別学力検査は学部及び各専攻のアドミッション・ポリシーに基づいて、実技検査、小論文、面接等を専攻別に組み合わせた内容になっている。また、受験時にこれまでの作品資料等の提出を義務づけている専攻もある。

音楽学部の個別学力検査は学部及び各専攻・コースのアドミッション・ポリシーに基づいて、実技検査（第

1次試験)と基礎能力検査(第2次試験)を課しているほか、コースにより初見視奏、小論文等を課している。

特別選抜(推薦入学)は芸術学専攻、デザイン専攻、工芸専攻、音楽学専攻、琉球芸能専攻が採用している。対象者はいずれの専攻も沖縄県内の高等学校を卒業見込みの者としている。(資料4-1-①-1)

特別選抜(社会人特別選抜)は琉球芸能専攻が採用し、募集人員は一般選抜前期日程の募集人員に含むとしている。

大学院造形芸術研究科の実技系専攻では、必要な実技の試験とともに作品提出や面接等の検査を課している。

音楽芸術研究科の実技系専攻では、必要な実技の試験とともに基礎能力・語学の検査を課している。

両研究科理論系の専攻は、提出論文等に基づく口述試験・基礎能力・語学の検査を課している。

資料4-1-①-1 \* 「平成25年度入学者選抜要項」

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/> 「入試案内」参照

<http://www.okigei.ac.jp/ezaminaiton/graduete/index.htm.#past> 「過去問題」

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーに沿って専攻・コースにより受験者の能力を多面的に検査する方法が採られていることから、適切な学生の受け入れ方法が採用されているものと判断する。

#### 観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

##### 【観点に係る状況】

本学の入学試験実施体制は、学則第15条第2項及び院則第11条第2項の規定に基づき定められた沖縄県立芸術大学入学試験管理規程に従って入学試験管理委員会を置くとともに、各学部及び研究科に、入学試験委員会を置き実施体制を整えている。(前出資料2-1-②-1、資料4-1-③-1)

資料2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」沖縄県立芸術大学入学試験管理規程

資料4-1-③-1 \* 平成25年度入学試験管理委員会記録

資料4-1-③-2 \* 平成25年度美術工芸学部入学試験実施要項

資料4-1-③-3 \* 平成25年度音楽学部入学試験 試験官実施要領

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部入学試験委員会及び入学試験管理委員会は適切に機能している。また、入試情報開示については、選抜要項、募集要項に記されており、個人成績を開示している。よって入学試験は公正に実施されていると考える。

**観点 4-1-④：** 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

**【観点到に係る状況】**

各専攻とも求める学生像は明確であり、それに沿って専門能力を検査する入試内容が採られ、適切に学生の受け入れが行われている。また、各専攻は毎年の入学試験の結果を検証して入試の改善に役立てており、これまでに各検査内容の改善（日程短縮等）のほか、分離分割（前期日程、後期日程）、推薦入試、社会人特別選抜などが採用されている。なお、近年常態化している本学の低志願倍率は、従来の入学者選抜方法のあり方に影響を与え、以前に増して大学入試センター試験と個別学力検査との配点比率、入試問題の難易度、入学許可者の最低ライン等の妥当性を分析する取組が、本学の入学試験における課題となっている。学長諮問の改革推進委員会（平成 20 年～平成 22 年）は「第一次答申」（平成 21 年）のなかで入学志願者減少についての提言として入試諸制度の改善を取り上げ、「分離分割、推薦、社会人、A0、第 2 志望など専攻ごとに当該分野に適した制度の採用を積極的に推し進め、受験者が出願しやすい入学試験制度にすること。」を改善策の一つとしながら、続いて「専攻によって有効な方法が異なるので、全学一律の方法を採用することは無理である。」とのコメントを附している。

資料 4-1-④-1 \* 平成 21 年改革推進委員会第一次答申

**【分析結果とその根拠理由】**

各専攻は求める学生像が明確であり、それに沿って専門能力を検査する入試内容が採られ、適切に学生の受け入れが行われている。また、各専攻は毎年の入学試験の結果を検証して次年度入試の改善に役立てているものと判断する。

**観点 4-2-①：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

**【観点到に係る状況】**

学部における過去 5 年間の平均入学定員充足率は、下記の資料のとおりである。専攻によって年度により定員を下回る状況が見受けられるが、概ね適正となっている。

大学院でも全体の志願倍率が平均 1.5 倍となっているが、入学定員に満たない専攻もあり、極めて厳しい状況が続いている。

なお、これまでに志願倍率・定員充足率の改善に向けて、推薦入試、社会人入試、後期日程の導入のほか、教員による高校訪問、学生及び卒業生による各種公演等での PR を行って志願者の増加に努めている。

「大学現況票」別紙様式（「平均入学定員充足率計算表」を含む）

**【分析結果とその根拠理由】**

学部、研究科単位における 5 年間の実入学者数は概ね適正である。ただし、専攻単位では一部に定員充足

率を満たさない状況があることから、入学志願者減少対策を含めて定員充足率改善に向けた方策の更なる検討が必要である。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

該当なし

### 【改善を要する点】

- ・ 定員充足率を満たさない専攻等が見受けられることから、入学志願者減少対策を含めて定員充足率改善に向けた方策の更なる検討が必要である。

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点到係る状況】

教育課程の編成方針は学則第 25 条の 2 に則り策定された大学カリキュラム・ポリシーを基に、学部から専攻、コースにいたる専門分野ごとのカリキュラム・ポリシーが定められ、学生便覧、大学案内等に記載している。

#### 資料 5-1-①-A 教育課程の編成方針等

沖縄県立芸術大学学則

第 25 条の 2 教育課程は、本学、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して行うものとする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」学則 P25 抜粋)

#### 資料 5-1-①-B カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

#### 【大学】

本学のカリキュラムは、全学年にわたり、専門分野の実技や理論を基礎から高度な内容まで、段階的に履修することを基本に据えています。

同時に、さまざまな技術や学問を幅広く自由に学べる環境を整え、学生の多様な個性を尊重しつつ感性を磨き、社会との関係を考え発信していく能力を高める教育を行います。

#### 【美術工芸学部】

- ・1 年次から専門分野の教育を行い、基礎的な力を養うことから大学院進学につながる高度な内容までを段階的に修得します。
- ・すべての分野に共通し、また専門分野に関連する技術や理論を幅広く身に付ける教育を行います。
- ・さまざまな表現技法を自由に学べる環境を整え、学生の個性を尊重する教育を行います。
- ・多様な現代社会における美術工芸の役割を認識し、地域との連携を図り、社会との関係を学びます。

<各専攻> ○絵画専攻 ○彫刻専攻 ○芸術学専攻 ○デザイン専攻 ○工芸専攻 (前出資料 1-1-①-2)

#### 【音楽学部】

- ・主に個人指導による主専攻実技等やそれらを支える関連科目群を 4 年間にわたって段階的に履修します。

専門分野における技術向上とともに、知性あふれるバランスのよい人材育成をめざしています。

- ・基礎的で幅広い音楽的教養を高める科目を配置し、多様化する現代社会に広い視野で臨んでいく能力を育み、個性を伸ばす教育を目指しています。
- ・沖縄県のもつ歴史をふまえ、恒久の地球平和を謳う拠点となるよう、社会との連携を深めます。積極的に社会とのかかわりを学び、芸術活動を通して自らの能力を発揮できる人間教育をめざします。

<各専攻> ○声楽専攻 ○器楽専攻 ○音楽学専攻 ○琉球芸能専攻 (前出資料 1-1-①-2)

(出典 資料 1-1-①-1「平成 25 年度学生便覧」 P1、資料 1-1-①-2「大学案内 2013」 P1、美術工芸学部<各専攻> P4、6、8、10、13、音楽学部<各専攻> P19、20、23～25、26、29)

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、大学刊行物によって周知されている。

**観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

【観点到係る状況】

本学が授与する学位名は沖縄県立芸術大学学位規程第 2 条により学士（芸術）である。

本学の教育課程は、教養科目の「総合教育科目」・「共通教育科目」、「専門教育科目」により編成され、共通教育科目は 1、2 年次を中心に、総合教育科目、専門教育科目は 1～4 年次にわたって履修することを原則としている。(前出資料 1-1-①-1、資料 5-1-②-1、資料 5-1-②-2)

両学部共通の「総合教育科目」・「共通教育科目」では、総合教育科目の中に人文・社会・自然科学系に加えて総合科学系科目を開設するとともに、共通教育科目では外国語科目、健康・運動科目に加え、両学部提供による、芸術を修める者に必要な、芸術諸領域についての理論・歴史に亘る共通基礎科目を配し、芸術大学として特色ある科目編成となっている。(資料 1-1-①-1)

美術工芸学部の専門教育科目は、必修科目を中心に、専門関連科目（講義、演習）、自由科目で編成されている。各専攻の必修科目（芸術学専攻を除く。）は、4 年間に亘って履修内容が段階的に設定された専門実技カリキュラム表を基に運営される。(資料 1-1-①-1、資料 5-1-②-1)

音楽学部の専門教育科目は、各専攻により 4 年間に亘って履修内容が段階的に設定された必修科目（主専攻実技等）及び選択科目（実技、演習、講義）が開設されている。(資料 1-1-①-1、資料 5-1-②-2)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 美術工芸学部履修要領 2. 授業科目と履修時期 P. 43、音楽学部履修要領 2. 授業科目と履修時期 P. 62

資料 5-1-②-1 \* 平成 25 年度美術工芸学部開設授業科目表（専門科目）

資料 5-1-②-2 \* 平成 25 年度音楽学部開設授業時間配当表

資料 5-1-②-3 \* 「美術工芸学部シラバス」

資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&大学院（修士課程）音楽芸術研究科シラバス」

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム・ポリシーに基づき専門教育科目を主軸に教育課程が体系的に編成されており、その内容及

び水準はカリキュラム表、シラバス、時間割等で確認できるとともに、4年間の学習成果の集大成である卒業作品・演奏・論文によって本学の教育水準が確認できることから、教育課程の内容、水準は授与する学位（芸術）において適切であると判断する。

**観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

**【観点に係る状況】**

学則により編入学・転入学、入学前既修得単位認定制度、姉妹校留学制度が定められているほか、教育課程の編成において共通基礎科目（20科目）は両学部での提供により開設している。また、学生のニーズに配慮して、博物館学課程は平成22年度から音楽学部学生も履修可能とする体制を整えるとともに、総合教育科目に「芸術とキャリアデザイン」を開設（平成23年度）したほか、平成25年度から共通教育科目「アートマネジメント概論」を開設した。（前出資料1-1-①-1、資料5-1-③-1）

美術工芸学部では、共通造形センターが中心となって、各専攻の協力のもと専門外（他専攻）の技法を習得できる機会を提供している。写真演習（写真工房／絵画）、金属演習（金属工房／彫刻）、スクリーン印刷演習（版画工房／デザイン）これらの演習科目は開講日を土曜日とし、提供専攻の実習及び受講学生に配慮している。また、デザイン専攻では平成14年度より専門教育科目内に「インターシップ」を取り入れ実習の一環として認定している。（前出資料1-1-①-2、資料5-1-②-1、資料5-1-③-2）

音楽学部では、必修科目「副科ピアノ」の履修を、学生の希望により4年次まで認めている。また、音楽学部定期公演は、学生（卒業生含む。）と教員が共演するとともに、オーケストラ及び室内楽の定期演奏会に先立ち学内オーディションによる選抜を行い、学生の自主性・積極性を伸長する機会を設定しているほか、大学院と連携してアンサンブルの合同授業を行っている。

なお、授業科目の内容において本学の特色を生かした下記の地域連携による実践的授業が継続して行われている。（資料5-1-③-3）

デザイン専攻では、2年次共同研究「ふるさとの特産品開発」（平成15年～）をテーマに地域や業界を指定して実践に近い授業を展開している。

彫刻専攻では北中城村文化協会との連携活動として、3年次テラコッタ制作の作品を同村内に設置する街づくり支援を、10年間を目処に行っている。（平成16年～25年）

絵画専攻では平成24年度から授業の一環として「那覇市立病院100点の絵画展示計画」の学生授業作品展示活動を行っている。

音楽学部は、奏楽堂での学内演奏会やオーケストラ定期演奏会のリハーサルを一般公開するとともに、演奏実習の一環として小学校へ出向き、解説やトーク、寸劇等を交えた出張演奏会（ピアノコース）を行うなど実践経験を積みしている。

**資料 5-1-③-A 入学前の既修得単位の認定**

（入学前の既修得単位の認定）

第26条の4 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の



- 議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、当該学部教授会の議を経て、単位を与えることができる。
  - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成25年度学生便覧」学則 P25～26 抜粋)

- 資料 5-1-③-1 \* 既修得単位認定資料 (教務委員会資料)
- 資料 1-1-①-1 \* 「平成25年度学生便覧」美術工芸学部履修規程 P38、音楽学部履修規程 P54
- 資料 1-1-①-2 \* 「大学案内2013」共通造形センター (共通工房) P16
- 資料 5-1-②-3 \* 「美術工芸学部シラバス」写真演習 P247、金属演習 P248、スクリーン印刷演習 P249
- 資料 5-1-③-2 \* インターシップ (デザイン専攻) 実施状況
- 資料 5-1-③-3 \* 「2012年度版 沖縄県立芸術大学 地域連携の紹介」

【分析結果とその根拠理由】

本学の専門教育は、専ら芸術領域における技術的修練を行うものであり、造形作家、演奏家としての社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培う側面を備えている。

また、授業科目の内容・編成において資格課程の充実、インターシップ等の取組、他専門技法修得講座の開設、他学部への科目提供、大学院修士課程との連携、地域社会と連携した授業内容などが認められ、また、入学前既修得単位の認定制度、姉妹校留学制度を整えていることから学生の多様なニーズをはじめ社会からの要請に配慮しているものと判断する。

**観点 5-2-①：** 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態は、各学部履修規程に基づき専門分野の特性に応じて専門実技を中心に、講義、演習を組み合わせ、個人又は少人数授業で行っている。また、一日の時間帯を午前には講義 (総合教育科目、共通教育科目等、専門関連科目他) とし、午後には実技 (専門教育科目) と位置づけ、授業に集中できるよう配慮している。(芸術学専攻、音楽学専攻音楽コースを除く。)(前出資料 1-1-①-1、同 1-1-①-2、資料 5-1-②-1、資料 5-1-②-2) また、TA の活用では平成 24 年度両学部あわせて 261 時間分の予算をもとに運用を図った。(資料 5-2-①-1)

- 資料 1-1-①-1 \* 「平成25年度学生便覧」美術工芸学部履修規程 P38、音楽学部履修規程 P54
- 資料 1-1-①-2 \* 「大学案内2013」カリキュラム・ポリシー、各専攻カリキュラム表 P3、19
- 資料 5-1-②-1 \* 平成25年度美術工芸学部開設授業科目表 (専門科目)
- 資料 5-1-②-2 \* 平成25年度音楽学部開設授業時間配当表

資料 5-1-②-3 \* 「美術工芸学部シラバス」  
 資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」  
 資料 5-2-①-1 \* 平成 25 年度 TA 配分計算表 (美術)

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各学部の教育目的及び各分野の特性に応じ専門実技を中心に講義、演習を組合せてバランスのとれた構成になっている。学習指導法については、芸術大学に特徴的な個人又は少人数授業を行い、実技の集中的な教授法を取り入れる等の工夫を行っている。

以上のことから、教育の目的に照らして授業形態のバランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているものと判断する。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

学則第 30 条に授業期間 35 週と明記され、また、大学教務委員会において次年度学年暦を作成する際、曜日ごとの授業日数計算を行い、必要に応じて祝日振替補講日を加え、一箇学期 15 週 (回) 確保 (含テスト期間) の確認を行っている。(前出資料 1-1-①-1、資料 5-2-②-1) なお、事情によって開講出来ない場合を想定し、前・後期に補講期間が設けられている。(前出資料 1-1-①-1、資料 5-2-②-2、資料 5-2-②-3)

平成 24 年度大学教務委員会での審議の結果、平成 26 年度よりテスト期間を除いて 15 週 (回) を単位とすることが確認された。(資料 5-2-②-4)

美術工芸学部の専門教育科目 (実技) の履修単位は、1 単位 45 時間を設定している。時間割表では午後 3 コマをあて、年間 630 時間 (14 単位) 又は 690 時間 (15 単位) を課しており、課題制作に継続して打ち込めるよう学習環境を整えている。また、全専攻が学生の要望に応じて放課後及び土曜日の時間外教室使用を認めている。

音楽学部の個人指導による実技授業については、5 時間の実技をもって 1 単位とすることが学則第 29 条で定められている。学生は、学内の練習室を、平日は 7 : 00 ~ 21 : 30、土日・休業日は 8 : 30 ~ 21 : 00 に使用することができる。また、学内の教室や合奏室もアンサンブルや伴奏の準備・練習のために学内システムで予約することができ、教育活動の質の向上に寄与している。(資料 5-1-②-1、資料 5-1-②-2)

資料 5-2-②-A 単位の計算方法

(単位の計算方法)

第 29 条 授業科目の単位の設定に当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、15 時間から 30 時間までの演習をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技等の授業については、30 時間から 45 時間までの実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。ただし、音楽学部における個人指導による実技の授業については、5 時間以上で別に定

める時間の実技をもって1単位とする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 沖縄県立芸術大学学則 P26 抜粋)

資料 5-2-②-B 登録単位数

(登録単位数)

第8条 1箇学期に登録できる単位数は、原則として22単位までとする。ただし、自由科目、教職に関する科目、博物館に関する科目(指定教育科目)と共通教育科目及び専門関連科目のうち集中講義による科目を除く。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 各学部履修規程 P38、P54 抜粋)

- 資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 学年暦、美術工芸学部履修規程 P38、音楽学部履修規程 P54
- 資料 5-2-②-1 \* 15 週確保確認カレンダー (大学教務委員会)
- 資料 5-1-②-1 \* 平成 25 年度美術工芸学部開設授業科目表 (専門科目)
- 資料 5-1-②-2 \* 平成 25 年度音楽学部開設授業時間配当表
- 資料 5-2-②-2 \* 平成 25 年度美術工芸学部 前学期集中講義
- 資料 5-2-②-3 \* 平成 25 年度音楽学部 集中講義 (9 月) 日程
- 資料 5-2-②-4 \* 平成 24 年度 第 4 回大学教務委員会議事録  
「大学現況票」別紙様式

【分析結果とその根拠理由】

大学教務委員会では次年度学年暦作成にあたり、半期ごとの各曜日数の確認と、祝日振替補講日及び前後期補講期間の設定を行っている。また、平成 26 年度に向けテスト期間を除いて 15 週 (回) を単位とする改善作業が進行中であることから、単位の実質化への配慮がなされているものと判断する。

観点 5-2-③: 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学の学士課程におけるシラバスは、美術工芸学部、音楽学部、総合教育・共通教育・教職・博物館の3分冊として編集され学生に配布するとともに、ホームページで公開している。各シラバスには科目ごとに科目コード、科目名、単位数・学期、受講年次(対象)、授業区分、担当教員名、授業概要、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献等の必要事項が記載されているが、成績基準の記載については不統一が認められる。(資料 5-1-②-3、資料 5-1-②-4、資料 5-2-③-1)

学生の活用状況は授業評価アンケートで確認することができる。(資料 5-2-③-2)

- 資料 5-1-②-3 \* 「美術工芸学部シラバス」
- 資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」

資料 5-2-③-1 \* 「授業科目シラバス (総合教育、共通教育、教職、博物館学)」

シラバストップページ <http://www.okigei.ac.jp/kyoken/syllabus.html#2>

資料 5-2-③-2 \* 授業評価アンケート(後期)結果 (H24 年度実施) シラバス活用状況 (一部例示)

**【分析結果とその根拠理由】**

美術工芸学部、音楽学部、総合教育・共通教育・教職・博物館学ごとに作成されたシラバスは、全体的には適切な内容となっている。また学生の活用状況は、科目選択時に活用されているものと判断する。

なお、成績基準の記載については不統一が認められることから、シラバスの更なる改善に向けて、全学的な「シラバス作成要領」を整備する必要がある。

**観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学では基礎学力不足の学生に対して専門分野、あるいは科目によって個別の指導及び配慮が見られる。履修者の多い共通教育科目「英語」では、プレイスメントテスト(資料 5-2-④-1)を実施しクラス分けを行っている。

美術工芸学部では、基本的な造形力(デッサン等)を身につけていない学生に対しては、専門基礎科目で個別に指導している。また、音楽教育の基礎となるソルフェージュ能力が不足している学生に対しても個別指導を行っている。

資料 5-2-④-1 \* プレイスメントテスト

**【分析結果とその根拠理由】**

1 年次より専門分野の担当教員のもと、個人又は少人数授業により学年進行するため、専門の基礎学力不足の学生に対しては、該当する学生のレベルに合わせた個別指導が行われている。また、専門以外でも、個々の教員が研究室を開放して日常的に指導、助言を行える体制を取っていることから、本学では、基礎学力不足の学生への配慮が行われているものと判断する。

**観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

該当なし

**【分析結果とその根拠理由】**

該当なし

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

平成 23 年度に大学及び両学部の学位授与方針が確認され、ディプロマ・ポリシーとして大学案内、学生便覧等に掲載している。

資料 5-3-①-A ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【大学】

大学及び各学部の教育理念に沿った専門教育と教養教育を履修し、最終学年における卒業作品又は卒業論文提出あるいは卒業演奏を経て、所定の卒業単位を取得することにより学士（芸術）の学位が授与されます。

学生は、授業内外での学修活動全体を通じて、コミュニケーション能力、論理的思考、問題解決力などの汎用的基礎能力を養い、卒業後も社会的責任を認識し自律して学習できる態度を身につけ、これらを総合的に活用し創造的な思考力をもって自らの課題を探索し解決できる能力を培うことが求められます。

（出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」ディプロマ・ポリシー P1、前出資料 4-1-①-1 平成 25 年度入学者選抜要項 P1）

資料 5-3-①-B 各学部のディプロマ・ポリシー

【美術工芸学部】

大学ディプロマ・ポリシーを基本に、学生個々の感性とそれぞれの専門分野における造形力や学習能力、知識・技術の深度、卒業後も主体的に研究を継続できる能力等を総合的に評価し、学位を授与します。

【音楽学部】

大学ディプロマ・ポリシーを基本に、段階的かつ体系的な学修により涵養されたそれぞれの専門分野における知識や技術、表現力、また他者との協働を通して社会に対して汎用化出来る能力等を総合的に評価し、学位を授与します。

（出典 前出資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」 美術工芸学部 P3、音楽学部 P19）

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、大学刊行物によって周知されている。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

具体的な成績評価は、課題作品提出、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などを総合して4段階評価で行われる。総授業時間数の3分の1以上欠席した者は「不可」となることが両学部履修規程第14条に明記されている。

成績評価の基準は両学部履修規程 15 条に定められ、優・良・可・不可の4種類の評語で表し、学生便覧で周知している。

資料 5-3-②-A 授業科目の履修の認定及び成績の評価

(授業科目の履修の認定及び成績の評価)

第31条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として学期末に試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況により判定する。

3 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類の評語で表し、優、良及び可を合格とする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 学則 P26 抜粋)

資料 5-3-②-B 単位の授与

(単位の授与)

第32条 前条第3項の規定により授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 学則 P26 抜粋)

資料 5-3-②-C 履修の要件

(履修の要件)

第14条 授業科目の授業総時間数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 各学部履修規程 P39 抜粋、P55 抜粋)

資料 5-3-②-D 成績評価の基準

(成績評価の基準)

第15条 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評 語	評 価
優	80～100 点
良	70～79 点
可	60～69 点
不可	59 点以下

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 各学部履修規程 P39 抜粋、P55 抜粋)

資料 5-2-③-2 \* 授業評価アンケート(前期)結果 (H24 年度実施) 成績評価の説明について

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて4段階評価が行われており、専門分野では複数の教員の協議で成績評価、単位認定が決定すること、また、授業評価アンケート調査によって成績評価基準が学生に周知されていると認められることから、基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

ただし、現行の4段階評価は優評語の素点幅が広く、より細かい評価を行う観点から評価基準の見直しに向けた検討が必要と考える。また、学部と大学院の合同授業（音楽芸術研究科・音楽学部）が開設されていることから学部、大学院の評価基準（素点範囲）を統一する必要がある。

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

美術工芸学部の専門実技の学習成果物は、専攻ごとに展覧会形式で発表され、会場での講評会において複数教員による講評（口頭）と採点を基に、出席等日常の学習態度を勘案して合議により最終評価を行っている。

音楽学部の専門実技の試験は学内公開され、専攻・コースの全教員による個別講評及び個人の点数が、学生本人に明示されている。

成績評価に関する問い合わせは教務学生課で受け付けている。（前出資料1-1-①-1）

資料1-1-①-1 \* 「平成25年度学生便覧」成績問い合わせP4

【分析結果とその根拠理由】

美術工芸学部の専門実技の学習成果物は、専攻別に展覧会形式で発表され、会場での講評会において複数教員による講評（口頭）と採点を基に、出席等日常の学習態度を勘案して合議により最終評価を行っている。また、音楽学部の専門実技の試験は学内公開され、専攻・コースの全教員による個別講評及び個人の点数が、学生本人に明示されている。このことから、成績評価の客観性、厳格性は組織的に担保されているものと判断する。

観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

各学部履修要領に、本学を卒業するためには、4年以上在学し、それぞれの専攻分野に従って定められた総合教育科目、共通教育科目、専門教育科目から最低基準の卒業要件単位を履修することが明記され、学生に周知されている。（前出資料1-1-①-1）

卒業認定にあたっては、学籍原簿を基にした判定資料を用いて、予備判定会議（学部教務委員会等）で修得単位数の確認を行ったのち、卒業判定会議（教授会構成員）において判定し、教授会で認定している。

資料 5-3-④-A 卒業

(卒業)

第 39 条 本学に 4 年（第 19 条から第 21 条までの規定により入学した者については、第 22 条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 学則 P27 抜粋)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」ディプロマ・ポリシー P1、美術工芸学部履修要領 開設科目と卒業要件単位 P43、音楽学部履修要領 開設科目 P62

資料 1-1-①-2 \* 「大学案内 2013」各学部ディプロマ・ポリシー 美術工芸学部 P3、音楽学部 P19

【分析結果とその根拠理由】

卒業判定基準が策定されており、学生便覧により学生に周知されている。卒業認定に当たっては、基準に従って判定確認作業が進められ、教授会において卒業認定が適切に実施されている。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点 5-4-①: 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到る状況】

本学大学院は、修士課程の造形芸術研究科、音楽芸術研究科と、後期博士課程の芸術文化学研究科からなり、研究科ごと院則第 1 条（目的）に従ってカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が定められ、大学刊行物で公表している。

資料 5-4-①-A 目的

(目的)

第 1 条 沖縄県立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 大学院学則 P29 抜粋)

資料 5-4-①-B 各研究科カリキュラム・ポリシー

【造形芸術研究科】

学部段階における教養教育と造形芸術分野の専門的素養の上に立ち、さらに幅広く深い学識を涵養することを基本に、関連する分野の専門知識を活用できる応用能力を培うなど、それぞれの専門分野における研究能力の一層の向上を図ります。また、将来自立して作家や研究者などの高度の専門的な職業を担うための能力の育成を目指します。



**【音楽芸術研究科】**

学部段階における教養教育と音楽芸術分野の専門的素養の上に立ち、さらに幅広く深い学識を涵養することを基本に、関連する分野の専門知識を活用できる応用能力を培うなど、それぞれの専門分野における研究能力の一層の向上を図ります。また、将来自立して音楽家や研究者などの高度の専門的な職業を担うための能力の育成を目指します。

**【芸術文化学研究科】**

芸術文化についての幅広い見識と、自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を養うような教育を行います。博士論文執筆を目標とした研究指導を中心に据え、実技との結びつきを重視した本学ならではの科目である芸術表現総合比較研究Ⅰを必修とし、その他複数の領域の科目を自由に選択するようにしています。

(出典 前出資料 1-1-①-2 「大学案内 2013」各研究科カリキュラム・ポリシー 造形芸術研究科 P32、音楽芸術研究科 P. 33、芸術文化学研究科 P35)

**【分析結果とその根拠理由】**

研究科ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が明確に定められている。

**観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

**【観点到係る状況】**

本大学院が授与する学位名は、修士（芸術）、博士（芸術学）である。

造形芸術研究科（修士）は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、必修科目である専門の研究を中心に、選択科目を含めて 30 単位以上を修得し、修士作品又は修士論文を提出した者に対し審査及び最終試験を行い、合格者には修士（芸術）の学位を授与している。（前出資料 3-1-③-1）

音楽芸術研究科（修士）では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、大学院学則第 1 条の教育の目的に合わせて、必修科目である専門の研究を中心に、関連する講義、演習、実技の選択科目を合計 30 単位以上取得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっている。修了すれば、大学院学位規程第 2 条の規定により修士（芸術）の学位が授与される。（前出資料 3-1-③-2）

また、音楽芸術研究科においては、平成 24 年度にカリキュラム改正が行われた。

芸術文化学研究科（後期博士課程）においては、必修科目である「芸術表現総合比較研究Ⅰ」2 単位と選択科目 2 科目 8 単位以上（合計 10 単位以上）修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。修了すれば、大学院学位規程第 2 条の規定により博士（芸術学）の学位が授与される。（前出資料 3-1-③-3）

資料 3-1-③-1 \* 「平成 25 年度大学院造形芸術研究科（修士課程）履修案内」

資料 3-1-③-2 \* 「平成 25 年度音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」

資料 3-1-③-3 \* 「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」

- 資料 5-4-②-1 \* 「造形芸術研究科シラバス」  
 資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」  
 資料 5-4-②-2 \* 「芸術文化学研究科シラバス」  
 資料 5-4-②-3 \* 研究実施計画及び研究指導計画書

**【分析結果とその根拠理由】**

各研究科のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程が編成されていることは、履修案内、シラバスで確認でき、その内容、水準は授与する学位名において適切なものであると判断する。

**観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

**【観点に係る状況】**

造形芸術研究科では、各専修が「課題演習」を開設して、他専修の学生を受入れている。学生は自己の研究テーマとの関連又は必要に応じて専門領域外の技法等が学べるよう配慮されている。また、学生及び教員参加の展覧会（国内外芸術系大学交流展など）を企画し、一連の活動を授業の一環として位置づけ、学生のニーズに込えている。なお、展覧会に併せ国内外芸術大学教授陣の講演会、シンポジウムを開催し一般公開している。（資料 3-1-③-1）

音楽芸術研究科では、選択科目の中に「学部開設科目」、「他研究科開設科目」を設け、学部や他研究科の授業科目の履修が可能ないように配慮している。また各専攻において年度ごとに「特殊研究」科目を設定し、カリキュラム化された授業科目を補い、学術の今日的発展動向に対応できるようにしている。また演奏芸術専攻（声楽専修）において「舞台制作研究」、「舞台制作演習」を設け、アートマネジメントへの取組を進めている。さらに平成 24 年度入学生より、従来舞台芸術専攻と演奏芸術専攻において修了要件として修士演奏に付随して提出が義務づけられていた「演奏試論」を「副論文」と改称し、音楽学教員も積極的に指導に関わることで、授与される修士学位の学的水準においてより一層の向上を図っている。また演奏芸術専攻では「協奏曲研究」「オーケストラ研究」の授業で、学生オーケストラと協奏曲またはオペラ・アリア等を学内演奏会「大学院コンツェルトのタペ」で演奏し、広く一般公開されている。（前出資料 3-1-③-2）

芸術文化学研究科では必修科目として「芸術表現総合比較研究 I」、選択科目として「芸術表現総合比較研究 II」を置き、個々の学生の研究テーマに対して、学外の専門家を含む複数の教員によるきめ細かな指導ができるよう配慮している。

また、平成 25 年度より専攻内に「芸術表現研究領域」（造形芸術研究室、音楽芸術研究室）を新設し、実技系出身の学生が実技（作品制作、舞台表現）とそれを理論的に支える研究によって学位取得を目指すことができるようになった。（前出資料 3-1-③-3）

- 資料 3-1-③-1 \* 「平成 25 年度大学院造形芸術研究科（修士課程）履修案内」  
 資料 3-1-③-2 \* 「平成 25 年度音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」  
 資料 3-1-③-3 \* 「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」

【分析結果とその根拠理由】

芸術に特化した本大学院の特色から、学生の主たる研究は芸術表現活動となる。

その活動に資するための演習科目開設、学生参加の展覧会企画、オーケストラとの共演、シンポジウム、講演会の開催等を行うことで、学生の多様なニーズに配慮している。

**観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

【観点に係る状況】

大学院の目的に基づいて、造形芸術研究科では複数指導体制（指導教員・補助教員）の基に、学生個々の研究実施計画及び研究指導計画書に沿った指導が中心となっている。（資料 5-4-②-3）その内容は、専門により比率は異なるが実技、演習を中心に講義及び実験、調査を含め多様な授業形態を取った指導法となっている。（資料 5-4-②-1）

また、音楽芸術研究科では必修科目の実技、演習を中心に、講義等を含めた組合せとなっており、内容は個人レッスン、合奏指導、多様な授業形態を取った指導法となっている。（資料 5-1-②-4）

- 資料 5-4-②-3 \* 研究実施計画及び研究指導計画書
- 資料 5-4-②-1 \* 「造形芸術研究科シラバス」
- 資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」

【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各研究科のカリキュラム・ポリシー及び各分野の特性に応じた組合せでバランスのとれた構成になっている。学習指導法については、学生個々の研究テーマに合わせ指導教員、補助教員の複数体制で指導にあたり、また少人数による演習、講義が開講されるなどきめ細かく適切な学習指導法が採用されていると判断する。

**観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。**

【観点に係る状況】

学部に準じ、大学教務委員会において次年度学年暦を作成する際、曜日ごとの授業日数計算を行い、必要に応じて祝日振替補講日を加え、一箇学期 15 週（回）確保（含テスト期間）の確認を行っている。また、事情によって開講できない場合を想定し、前・後期に補講期間が設けられている。（前出資料 1-1-①-1）

なお、各研究科とも学生に対し日々の修練を奨励して実習室・練習室等の授業時間外使用を認め、学生個々の制作・練習に供せる体制になっている。

- 資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 学年暦

【分析結果とその根拠理由】

大学教務委員会では次年度学年暦作成に当たり、半期ごとの各曜日数を確認、足りない場合は補講等の処置を学年暦で設定していること、また、学生に対し日々の修練を奨励して実習室・練習室等の授業時間外使用を認め、学生個々の制作・練習に供せる体制になっていることから単位の実質化への配慮がなされているものと判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化学研究科においてシラバスが編集され、刊行されている。シラバスは授業科目ごとに必要事項が記載されているが、成績評価の方法・基準については記載の不統一が認められる。

資料 5-4-②-1 \* 「造形芸術研究科シラバス」  
 資料 5-1-②-4 \* 「音楽学部&音楽芸術研究科シラバス」  
 資料 5-4-②-2 \* 「芸術文化学研究科シラバス」

【分析結果とその根拠理由】

研究科ごとにシラバスが作成されており、科目選択時に活用されているものと判断する。なお、成績基準の記載については不統一が認められることから、シラバスの更なる改善に向けて、全学的な「シラバス作成要領」を整備する必要がある。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本大学院は、研究室（研究指導教員・研究指導補助教員）に所属する学生個々の指導を行うにあたり、専門性により研究指導補助教員が主たる指導を行う場合は、「担当教員」の名称を用いて指導にあたっている。

（資料 5-4-②-3）

造形芸術研究科（修士課程）では、学生一人に対して、指導教員及び補助教員の二人の教員が担当する指導体制が整備され、学年はじめの研究実施計画及び研究指導計画書に基づいて指導にあたっている。また、修士作品・論文審査に際しては、主査 1 名・副査 2 名の計 3 名による審査体制を取っている。（前出資料 3-1-③-1）

音楽芸術研究科では、学位取得の要件である修士演奏（舞台芸術専攻、演奏芸術専攻）について必修科目を通じて指導（担当）教員が各大学院生に応じた指導を進めている。「研究実施計画書」の提出を義務づけることで修士演奏に向けての計画的な指導を進めている。修士論文（音楽学専攻音楽学専修）・修士作品（音楽学専攻作曲専修）については、必修科目の「演習」Ⅰ・Ⅱ を通じた指導（担当）教員の指導と併せて、研究科他教員の指導が受けられる「課題研究」が選択科目として設定されている。（前出資料 3-1-③-2）

芸術文化科学研究科（後期博士課程）では、各年度の始めに、在學生は研究計画書を、指導（担当）教員は研究指導計画書を提出している。必修科目として、指導（担当）教員による研究指導と併せて指導（担当）教員以外の教員からの指導を受けられる科目として「芸術表現総合比較研究Ⅰ」を設置している。また学位論文を提出する半年から 1 年前に予備申請を行わせ、研究科教員が研究の進展状況を審査することで、学位論文提出に向けての準備がより円滑に進むよう指導している。（前出資料 3-1-③-3、資料 5-5-⑥-1）

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 資料 5-4-②-3 * | 研究実施計画及び研究指導計画書                     |
| 資料 3-1-③-1 * | 「平成 25 年度大学院造形芸術研究科（修士課程）履修案内」      |
| 資料 3-1-③-2 * | 「平成 25 年度音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」 |
| 資料 3-1-③-3 * | 「平成 25 年度大学院芸術文化科学研究科（後期博士課程）履修便覧」  |
| 資料 5-5-⑥-1 * | 「博士学位論文」                            |

【分析結果とその根拠理由】

実技系分野では教育の第一義である芸術表現の伸長に向けて、学内外における展覧会、演奏会等での積極的な参加発表が求められるなど基本的指導方針が確認できる。また、複数教員による指導体制が整備され、研究実施計画書及び研究指導計画書に基づき適切な指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

造形芸術研究科（修士）、音楽芸術研究科（修士）、芸術文化学研究科（博士）では、院則第 29 条第 3 項に基づき定められた沖縄県立芸術大学学位規程に則り、各研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、大学案内で公表している。（前出資料 1-1-①-2）

資料 5-6-1-A 学位の授与

（学位の授与）

第 29 条 前条の規定により、修士課程の修了の認定を受けた者には修士の学位を、博士課程の修了の認定を受けた者には博士の学位を授与する。

2 沖縄県立芸術大学の博士の学位は、大学院の博士課程を修了しない者であっても沖縄県立芸術大学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 大学院学則 P33 抜粋）

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 沖縄県立芸術大学学位規程 P35～36)

資料 1-1-①-2 \* 「大学案内 2013」 各研究科ディプロマ・ポリシー 造形芸術研究科 P32、音楽芸術研究科 P33、芸術文化学研究科 P35

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、大学案内に記載している。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

大学院の成績評価基準は、院則第 27 条（成績の評価及び単位の授与）に則り各研究科履修案内（履修科目の試験及び評価）において、「(1)履修した授業科目の単位は、授業回数 $\frac{2}{3}$ 以上出席し、所定の試験に合格しなければ授与されない。(2)各試験の評価は次のとおりとする。優(85～100 点)・良(70～84 点)・可(60～69 点)・不可(59 点以下)(3)特別の理由により所定の試験を受験できなかった者に対し、願い出により追試験を行うことがある。」と明記されている。

資料 5-6-②-A 成績の評価及び単位の授与

（成績の評価及び単位の授与）

第 27 条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、出席及び学修状況により判

断する。

- 3 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類の評語で表し、優、良及び可を合格とする。
- 4 前項の規定により授業科目の成績が合格となった者には、所定の単位を与える。

(出典 前出資料 1-1-①-1 「平成 25 年度学生便覧」 大学院学則 P32 抜粋)

資料 3-1-③-1 \* 「平成 25 年度大学院造形芸術研究科（修士課程）履修案内」 P2

資料 3-1-③-2 \* 「平成 25 年度音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」 P43

資料 3-1-③-3 \* 「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」 P5

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

ただし、音楽芸術研究科では学部との合同授業が開設されていることから、大学院と学部の評価基準（優・良・可・不可の各評語の点数範囲）を統一する必要がある。

**観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**

**【観点に係る状況】**

造形芸術研究科では、専門分野における研究成果がおもに作品として提出されるため、評価に当たっては展示会場での複数教員による講評（口頭）と採点を基に、対象期間（一箇学期又は二箇学期）の活動状況を勘案しながら専修全教員による合議により成績評価を行っている。

音楽芸術研究科では、学内公開される専門実技試験の際に、試験官全員の個別講評と個人の点数を明示し、客観性を保っている。点数だけでなく講評用紙も同時に配付されるので、具体的に点数の根拠が明確になる。

芸術文化学研究科では、学位論文提出に先立つ予備申請の審査では、指導教員を含む3名以上の教員による審査委員会によって客観的かつ厳正な審査に努めている。また最終的な学位論文の審査委員会は、指導教員を含めた本研究科教員数名で構成し、論文のテーマによっては外部の専門家も加えることで客観的かつ厳正な論文審査に努めている。

**【分析結果とその根拠理由】**

研究成果の評価に際し、各研究科とも複数教員による個別講評（口頭・書面）及び採点を基に成績評価を行っていることから、成績評価等の客観性、厳格性は担保されているものと判断する。

**観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。**

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本大学院では、院則第 28 条（修士課程の修了要件）、沖縄県立芸術大学学位規程に基づいて、修了認定に当たり、博士論文、修士論文等（修士論文又は修士作品・修士演奏）を審査対象とし、研究科委員会の議を経て主査 1 名、副査 2 名の審査体制を整えて審査を行っている。（前出資料 3-1-③-3）

造形芸術研究科では、履修案内＜修士作品又は修士論文の提出＞、＜修士作品又は修士論文の審査及び最終試験＞により評価基準を明示し、学年暦において修士論文等の題目、及び修士論文等の提出期日を定めている。（前出資料 3-1-③-1）

音楽芸術研究科では、履修案内＜修士論文等の提出＞、＜修士論文等の審査及び試験＞により評価基準を明示し、「修士演奏・副論文計画書」、「修士論文計画書」及び「修士作品・副論文計画書」の提出期日を学年暦で設定している。（前出資料 3-1-③-2）

芸術文化学研究科では、学位論文（課程博士、論文博士）の審査委員に外部専門家を加えて審査することを必須とし、客観性を図っている。また、審査委員会による審査の終了後、約 1 月間の閲覧期間を設け、その後の研究科委員会における全教員の投票によって学位取得の可否を決定することで学位授与に係る審査の客観性を図っている。（前出資料 3-1-③-3）

資料 3-1-③-3 *	「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」 芸術文化学研究科学位論文（課程博士）審査規則 P21、課程博士の学位申請に関する申し合わせ P23 芸術文化学研究科学位論文（論文博士）審査規則 P25)
資料 3-1-③-1 *	「平成 25 年度大学院造形芸術研究科（修士課程）履修案内」
資料 3-1-③-2 *	「平成 25 年度音楽学部・大学院（修士課程）音楽芸術研究科履修案内」
資料 3-1-③-3 *	「平成 25 年度大学院芸術文化学研究科（後期博士課程）履修便覧」

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学部、大学院ともに少人数ならではの細やかな指導が行われており、芸術分野における専門的能力の養成と、芸術文化についての幅広い見識を身につけ自立して活動を行える人材育成のためのカリキュラムが適切に組み込まれている。
- ・ 建学の理念で謳われている、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求するために、地域文化を代表する伝統芸術（工芸・琉球芸能）を取り入れた教育課程が編成され本学の特色となっている。

【改善を要する点】

- ・ シラバスの更なる改善に向けて、全学的な「シラバス作成要領」を整備する必要がある。



- 学部における現行の4段階評価は優評語の素点幅が広いため、よりきめ細かい評価を行う観点から評価基準の見直しが必要である。また、学部と大学院の評価基準（優・良・可・不可の各評語の点数範囲）が異なるため、基準を統一する必要がある。

## 基準6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の学士課程、修士課程における「標準修業年限卒業生数過去5年」の平均は、美術工芸学部83.6%、音楽学部83.8%であり、大学院修士課程では造形芸術研究科86.4%、音楽芸術研究科87.2%である。（資料6-1-①-1）また、「標準年限×1.5卒業生数過去4年」の平均は美術工芸学部91.3%、音楽学部91.5%、大学院修士課程では造形芸術研究科92%、音楽芸術研究科92.3%である。（資料6-1-①-2、資料6-1-①-3）

なお、教員免許状、学芸員資格の取得状況5年間平均では、卒業時に約5割の学生が資格を取得している。（資料6-1-①-4）

資料6-1-①-1 *	学部、研究科ごとの標準修業年限卒業生数（平成25年度入学生～）
資料6-1-①-2 *	「標準修業年限×1.5」卒業生数（H15年度入学生～）
資料6-1-①-3 *	学科別休学者（理由別）状況、学科別退学者（理由別）状況
資料6-1-①-4 *	資格取得者数、教員免許状取得状況／学芸員資格取得者数

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の専門教育課程は、低学年では技能修得・修練に重きを置いており、学年進行に従って芸術表現が主体となっていく。学年における日々の修練の蓄積が、学習成果として作品あるいは演奏の内容に如実に現れることから、過去5年の学部、大学院の標準修業年限卒業生数、標準年限×1.5卒業生数比率が8割を超えている状況及び学部卒業生の約5割が資格取得している状況から、本学の学生の真面目な受講態度・学園生活が伺えると同時に、卒業制作・演奏・論文の水準からみて、学習成果は上がっているものと判断する。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点到係る状況】

平成22年度に、「学生満足度調査」を実施し、学生・大学院生からのキャンパス生活全般に関する意見を聴取した。また、平成21年度以来、半期ごとに授業評価アンケートを実施して、学生の学習の達成度や満足度について調査しており、平成23年度後期の授業評価アンケートによると、「この授業によって知識や考え方が向上したか」、「この授業に満足したか」、の設問に対し「そう思う」と答えた学生の平均は5段階評価で総合教育（講義系）4.5、美術（講義）4.4、音楽（講義）4.5、美術（実技）4.6、音楽（実技）4.7であった。（前出資料5-2-③-2、資料6-1-②-1）

美術工芸学部では、課題作品の提出に際して展覧会形式をとっており、会場で行う講評会では自らの作品

について解説を含む自己評価を課している。また、専攻によっては、学年修了時に提出させたポートフォリオを基に、一年を総括する個人面談を設定して学習成果や満足度について聴取を行っている。

音楽学部では、一般公開される学内演奏会等で、学生自身による曲目解説をプログラムに掲載するほか、演奏会形式（公開）をとった実技試験などを課すことで本番を想定した演奏環境を設定している。

資料 5-2-③-2 *	授業評価アンケート（後期）結果（平成 24 年度実施）
資料 6-1-②-1 *	平成 22 年度学生満足度調査報告書
資料 6-1-①-1 *	学部、研究科ごとの標準修業年限卒業生数
資料 6-1-①-2 *	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率

【分析結果とその根拠理由】

「学生満足度調査(H22)」及び「授業評価アンケート」による学習の達成度や満足度についての調査結果並びに、美術工芸学部での課題提出・修了時における達成感や満足度の直接聴取、音楽学部での本番を想定した演奏環境の設定、試験点数と講評の開示及び個別のアドバイスなど一連の流れのなかでの意見聴取から、本学では学習成果が上がっているものと判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

就職希望者就職率の過去 5 年間（H20～H24）の平均は約 6 割であり、学部の進学希望者の進学率は約 8 割となっている。また、本学の卒業生を対象にした「沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査報告書」（平成 23 年 3 月）では、回答者の約 9 割が現在就業しており、在籍期間も「10 年以上」が 5 割弱を占めている。（前出資料 1-1-①-2、資料 6-2-①-1）なお、卒業・修了者の発表活動および就職先については、専攻ごとに情報を収集して大学案内、広報誌「開鐘」に掲載している。（前出資料 1-1-①-2）

資料 6-2-①-A 沖縄県立芸術大学 就職率・進学率（過去 5 年間）

項目	学部	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
就職率	美術工芸学部	47.7%	47.1%	53.7%	52.5%	55.9%
	音楽学部	75.0%	77.8%	66.7%	58.3%	62.5%
	造形芸術研究科	87.5%	62.5%	77.8%	76.9%	63.6%
	音楽芸術研究科	55.6%	50.0%	50.0%	71.4%	41.7%
	芸術文化学研究科	50.0%	-	100.0%	-	-
進学率	美術工芸学部	82.6%	64.0%	95.2%	74.1%	94.7%
	音楽学部	81.0%	90.0%	56.3%	80.0%	70.6%
	造形芸術研究科	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	音楽芸術研究科	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
	芸術文化学研究科	-	-	-	-	-

資料 1-1-①-2 \* 「大学案内 2013」卒業後の進路 P40、卒業生の活躍 P41

資料 6-2-①-1 \* 「沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査委託報告書」

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/outline/publications.html> 「大学刊行物」参照

**【分析結果とその根拠理由】**

芸術諸分野に関わる専門家を育成するという本学の設立の目的からすると、学習成果が上がっているといえる。

**観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。**

**【観点に係る状況】**

本学の卒業生を対象にした沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査では、「大学で学んだ内容の仕事上の有用性」の問いに対して回答者の8割強が現在の仕事上「専門分野で学んだ内容が役立っている」と答えている。

資料 6-2-①-1 \* 「沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査委託報告書」

**【分析結果とその根拠理由】**

就職希望者の就職率並びに学部進学希望者の進学率、卒業生を対象としたアンケート調査からみて、芸術諸分野に関わる専門家を育成するという本学の目的からすると、学習成果が上がっているものといえる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- ・ 本学では、少人数教育の利点を生かし、美術工芸学部では展覧会形式による課題作品の評価、音楽学部では奏楽堂ホールを使用し本番仕様の実技演奏試験及び卒業演奏を設定し、学習成果を上げている。

**【改善を要する点】**

該当なし

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

平成 22 年度、懸案であった老朽建物（デザイン・彫刻棟、染織棟、陶芸棟）対策が設置者の緊急処置で施行され、平成 23 年 4 月首里崎山地区に新キャンパス用地 22,000 m<sup>2</sup>を確保して、デザイン・中央棟、工芸棟、彫刻棟が竣工し、これに伴い、本学の校地は①首里当蔵キャンパス②首里金城キャンパス③首里崎山キャンパスの 3 地区に分かれての配置となった。（資料 1-1-①-1、資料 1-1-①-2、資料 7-1-①-1）

なお、新設の首里崎山キャンパスに在籍する美術工芸学部 75%の学生は、午前の講義科目を首里当蔵キャンパスで受講したのち、シャトルバス等を利用して首里崎山キャンパスに移動している。

バリアフリー化に関しては、平成 22 年度に首里当蔵キャンパス音楽棟、一般教育棟にエレベーターを設置した。また、視覚障害の学生受け入れに対応して、首里当蔵キャンパス内及び周囲歩道に点字ブロックを敷設した。

資料 1-1-①-1 \* 「沖縄県立芸術大学学生便覧」 施設配置図 P92

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 崎山キャンパス P17、案内図 P49

資料 7-1-①-1 \* 沖縄県立芸術大学の施設状況

資料 7-1-①-2 \* 沖縄県立芸術大学あり方検討委員会「提言」平成 24 年 3 月  
「大学現況票」別紙様式

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は設置基準を満たす校地面積、校舎面積を擁し、運動場及び教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されている。

バリアフリー化については改善処置が施されるとともに、長年の懸案であった老朽建築物等の問題は、新校舎竣工により解消された。ただし、美術工芸学部が異なるキャンパスに分散することになり、一部学生に移動を伴う負担や、図書館等の利用に際しての不便を強いる新たな状況がうまれた。

分離キャンパスの問題点は「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会提言」（H24 年 3 月）でも指摘されており、大学と設置者は将来的に大学を同一キャンパスに統合するための中長期構想を検討し共有する必要がある。（資料 7-1-①-2）

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到係る状況】

学内 LAN が整備され教職員の通信に供されている。また、平成 23 年度後期より履修登録は WEB 登録となった。

附属図書・芸術資料館では教員・学生ともに書籍の予約や ILL（図書館間相互貸借）申請、文献検索などがインターネットを通じて利用できるサービスを提供している。またこれらの使用法について学内者向けの講習会を開催している。（資料 7-1-②-1）

インターネットの利用に関しては、教務学生課と就職支援室にパソコン端末を設置し、学生がインターネットを利用できるように便宜を図っている。また全学教育センターのコンピュータ教室にはコンピュータ 30 台が設置されており、授業時間外の使用が可能となっている。

なお、前回の自己評価報告書で指摘のあった情報管理専門職員は未配置の状態が続いており、本学の情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制は未整備の状況にある。

資料 7-1-②-1 \* WEB 登録マニュアル

【分析結果とその根拠理由】

本学では ICT 環境の整備は、学内 LAN、WEB 登録、図書館ウェブサービス、ホームページによる情報発信等の利用があげられるが、芸術大学の特色として専門科目は実技が中心となるため、授業等に反映できる ICT 環境の整備は限定的なものとなっている。今後、学生サービスの維持向上のため、オンラインシステム化の充実を図る必要がある。

また、前回の自己評価報告書で指摘のあった情報管理専門職員は未配置の状態が続いており、本学の情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備を含めて ICT 環境の改善を図る必要がある。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の附属図書・芸術資料館は、平成 24 年末現在で図書 72,494 冊、雑誌 1,456 種、楽譜、視聴覚資料ビデオ、CD、LD 等 AV 資料を備えている。沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存し、利用に供する地域的性格を持つ図書館となっている。また閲覧室には 52 席の座席を揃え、学生の閲覧・学習や一般市民の閲覧に供している。（前出資料 1-1-①-2、資料 7-1-③-1）また平成 23 年度より沖縄県内の各図書館とネットワークが繋がり書籍の相互的検索が可能となっている。

芸術資料館の収蔵品数は、芸術資料で 172 件、本学卒業修了制作作品で 122 件あり、内訳は絵画、彫刻、陶磁器、染織、漆器、楽器、その他となっている。特別なコレクションとしては戦前期の沖縄の芸術に関する写真乾板である鎌倉芳太郎資料（国の重要文化財）、台湾先住民族の織布等を集めた岡村吉衛門コレクション等がある。常設・企画の展示室では、館主催の企画展のほか教員、学生等による企画展が活発に開催され、沖縄における個性的な芸術表現の場として活用されている。（前出資料 1-1-①-2、資料 7-1-③-2、資料 7-1-③-3）

図書館の開館時間は平日 9 時～20 時、土・日曜は休館日となっており、芸術資料館の開館時間は 10 時～17 時となっている。図書館では H23 年度崎山キャンパス開設に伴い、ウェブサービスの充実を図った。長年の課題である司書及び学芸員の専任化については、本学事務職員の定数が定められているなかで同職種を確保する安定した人事異動が見込めないことから、資格を持つ非常勤職員を採用し対応している。（資料 7-1-③-4）

なお、近年の予算状況により、年次毎の図書・芸術資料の収集量が縮減しているほか、視聴覚室機器の老朽化が見られる。

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 附属図書・芸術資料館 P37  
 資料 7-1-③-1 \* 附属図書館の運営状況及び利用状況  
 資料 7-1-③-2 \* 芸術資料館の運営状況及び利用状況  
 資料 7-1-③-3 \* 附属図書・芸術資料館運営状況及び利用状況表 H19 年度～H23 年度 (H24. 3. 16 現在)  
 資料 7-1-③-4 \* 沖縄県教育振興基本計画 (H24) P47  
 図書館ウェブサービス <http://www.lib.okigei.ac.jp/opc/>  
 「大学現況票」別紙様式

**【分析結果とその根拠理由】**

本学は、芸術大学の特徴として図書館と芸術資料館が併設され、教育研究に必要な資料が系統的に収集され分類整理され活用されている。

ただし、懸案である専任司書・学芸員配置、要望のある図書館の土日開館等の課題が解決されていないほか、年次毎の図書・芸術資料収集量の縮減、設備機器の老朽化など対策を要する課題が増えていることから、本館は全学的視点による改革の取組が必要である。

**観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。**

**【観点に係る状況】**

美術工芸学部では、専攻管理のもと、学年ごとの教室、学習室又は工房、アトリエ並びに資料室等を整備しており、時間外の自主的学習が可能となっている。課題以外の制作についてもこれらの学内施設が利用できる。工房は学部生、大学院生が共通利用できることから、下級生は上級生の制作姿を見て学ぶことができる。

音楽学部では、音楽棟 2 階に音楽資料管理室を設置し、楽譜、CD 類を収集して学生の自主的学習用に提供している。

造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科では、各専攻・専修ごとに院生研究室を設置し、大学院生の自主的学習の環境を整えている。

附属図書・芸術資料館では、開架閲覧室には 50 席超の座席を備え、通常開館日には午前 9 時から午後 8 時まで、学生の日々の自主的学習に供している。また視聴覚室では、所蔵する視聴覚芸術資料の閲覧ができるようになっている。(前出資料 1-1-①-1)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」校舎平面図 P92～103

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の性格上、大学構内専門施設での実技を伴う自主的な学習は必要不可欠である。学部、専攻により管理上可能な限り教室等の開放を行っていることから、学生の自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①: 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学教育センターでは新入生入学時に、総合教育科目、共通教育科目、共通基礎科目、教職科目、博物館学  
科目についてオリエンテーションを開催し登録ガイダンスを行っている。また、美術工芸学部及び大学院では、  
学期始めに専攻、コース、専修、領域ごと学年担任または担当教員による学年別履修ガイダンスを実施してい  
る。

音楽学部、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科では、年度始めに全学部生、大学院生を集めて、オリエンテ  
ーションを実施し、当該学年の授業科目の選択等に関する指導を行っている。(資料 7-2-①-1、資料 7-2-①-2、  
資料 7-2-①-3)

資料 7-2-①-1 \* 平成 24 年度新入生オリエンテーション 全学教育センター科目履修指導  
資料 7-2-①-2 \* 音楽学部・音楽芸術研究科学年暦  
資料 7-2-①-3 \* 美術工芸学部・造形芸術研究科・芸術文化科学研究科学年暦

【分析結果とその根拠理由】

年度始めに、新入生対象の登録ガイダンスが開かれるほか、学部、専攻、コース等においてオリエンテー  
ーションまたはガイダンスが適切に実施されている。

観点 7-2-②: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行  
われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのでき  
る状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

美術工芸学部では専攻学年担任、音楽学部では専門担当教員により随時、学生相談、助言等の学習支援が行  
える他、本学の全教員の研究室が学生に対して開かれており、個別の学習支援等が行える態勢をとっている。  
(資料 7-2-②-1)

音楽学部では平成 22 年度に視覚障がい有する学生を 1 名受け入れているが、学習支援に非常勤賃金職員を  
雇用し、教材の点字訳など学習の補佐を行っている。また平成 24 年度には専門の 2 科目について TA (チー  
チング・アシスタント) を付けて学習の補佐を行っている。

海外の姉妹校等との間の留学生の派遣・受入については、国際交流委員会において対応している。留学生の  
具体的な学習支援については、主に受け入れ専攻・担任を中心に対応している。また平成 17 年度後期よりチュ  
ーター制度を導入し配置可能としている。(前出資料 2-1-②-1) また、平成 23 年度設置の全学教育センターに  
おいては、留学生のための日本語講座を能力に応じて複数開設しており、平成 24 年度からはこれらを単位化す  
ることで支援体制を整えている。(前出資料 5-2-③-1、資料 7-2-②-1)

資料 2-1-②-1 \* 「沖縄県立芸術大学規程集」 チューター実施要項 P8-37



資料 5-2-③-1 \* 「授業科目シラバス (総合教育、共通教育、教職、博物館学)」 P97～102  
 資料 7-2-②-1 \* 外国人留学生受入状況 H21～25

**【分析結果とその根拠理由】**

本学は少人数教育のため、学習支援に関する学生のニーズが把握されやすい環境にある。

メンタル面も含め日常的な学習相談、助言等については、美術工芸学部では専攻学年担任、音楽学部では専門担当教員を中心に随時受け付けている他、全教員の研究室が学生に対して開かれており、個別の学習支援等が行える態勢をとっている。また、障害を有する学生に対しては個別に支援を行っていることから、本学では、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているものと判断する。

**観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

該当なし

**【分析結果とその根拠理由】**

該当なし

**観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

**【観点に係る状況】**

平成 23 年度における本学のサークル活動等の状況は継続 4 団体、新規 1 団体である。(資料 7-2-④-1)

学生満足度調査ではサークルを作って欲しいとの要望が少数あるものの、新規申請件数は少なく、申請後も 1 年以上継続しない傾向にある。

支援については、平成 23 年度から、沖縄県立芸術大学芸術振興財団支援のもとに、学生課外活動 (学生企画) 助成事業の公募が始まった。(資料 7-2-④-2) また、第 23 回芸大祭実行委員会 (継) には、美術棟内に委員会のためのコーナーを提供した。また、ガムランサークル 2 団体に対し、音楽棟 (ジャワ)、附属研究所 (バリ) から教室の使用、及び楽器の貸出を行っている。

資料 7-2-④-1 \* 学生団体設立状況  
 資料 7-2-④-2 \* 沖縄県立芸術大学教育活動支援事業の募集について

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では、課外活動に対する学生の関心が低く、部活動や自治会活動は低調である。大学としては、活動団体に対して必要な便宜をはかるとともに、沖縄県立芸術大学芸術振興財団と連携して、学生の自主性、積極性を伸長するために、学生企画の課外活動に対して助成公募を始めるなど支援を行っている。

観点 7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の日常的な相談は学年担任や専門担当教員が受け付けている。

各種相談・問い合わせについての受付・対応方法については、学生便覧で周知している。(前出資料 1-1-①-1)

健康面では、保健室・学生相談室を設けて保健師及び学外カウンセラー、カウンセリングアドバイザーを配置し、応急措置、健康相談、カウンセリングを受け付けている。保健師については月 16 日、学外カウンセラーについては週 1 回 (4 時間) の勤務となっている。(資料 7-2-⑤-1)

就職進路については、進路コーナーを設けるとともに、就職支援アドバイザーを配置することにより定期的に就職セミナーを開催している。(資料 7-2-⑤-2、前出資料 1-1-①-2) 各種ハラスメントについては教職員による学内相談員を設けて対応にあたっている。(資料 7-2-⑤-3)

留学生の生活支援相談には国際コーディネーター、留学生アドバイザー、受入専攻担当教員が対応している。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援等も必要に応じて行われている。

学生の学習環境等に関するニーズの把握については、平成 22 年に大学院生も含む全学生を対象とした学生満足度調査を実施し、学生のニーズの把握に努めている。(前出資料 6-1-②-1)

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 資料 1-1-①-1 * | 「平成 25 年度学生便覧」 問合せ P4        |
| 資料 7-2-⑤-1 * | 保健年報 (平成 24 年度)              |
| 資料 7-2-⑤-2 * | 平成 23 年度就職状況報告               |
| 資料 1-1-①-2 * | 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 卒業後の進路 P40 |
| 資料 7-2-⑤-3 * | ハラスメントアンケート報告書               |
| 資料 6-1-②-1 * | 平成 22 年度学生満足度調査報告書           |

【分析結果とその根拠理由】

学生の日常的な相談受け付けは学年担任等の教員が中心となって対応するとともに、各種相談窓口を設けるなど、学生のニーズに合わせた生活支援体制が整備され適切に行われている。

ただし、近年、学生の相談内容が多様化、複雑化していることから、県の規程により 3 年任期 (更新なし) の非常勤扱いとなっている現状の保健師及び学外カウンセラーの採用方法では、現実の学生ニーズに対応出来ない側面があり、今後、高等教育機関に相応しい学生相談体制を築くためにも同職種の適任者採用方法について、設置者を含めて検討する必要がある。また、姉妹校が増える中、留学生支援として、留学生会館等の宿泊施設の整備が望まれる。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づき、学生への経済的支援として授業料、聴講料、受講料、入学検査料、入学料及び学位論文審査料の免除又は減額について必要な事項を定めている。(前出資料 1-1-①-1、資料 7-2-⑥-A)

また、奨学金制度は資料のとおり整備され、学生便覧、学内掲示板で周知している。(前出資料 1-1-①-1、資料 7-2-⑥-B)

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」 授業料等の徴収に関する条例 P17～18、授業料等の徴収に関する条例施行規則 P19～21、奨学金について P8～9

資料 7-2-⑥-A 平成 24 年度入学料、授業料免除実績 (両学部、大学院を含む)

	申請	免除	減額
入 学 料	29	5	10
授業料(前期)	61	19	25
授業料(後期)	50	16	19

資料 7-2-⑥-B 平成 24 年度日本学生支援機構奨学金等の利用実績

	利用者計
学部	214
大学院	27

【分析結果とその根拠理由】

本学の各種支援制度が刊行物、掲示等で学生に周知され、利用実績があることから学生に対する経済面の援助は、適切に行われているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

- ・ 美術工芸学部が異なるキャンパスに分散することになり、一部学生に移動を伴う負担や、図書館等の利用に際しての不便を強いる新たな状況が生まれた。分離キャンパスの問題点は「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会提言」(平成 24 年 3 月)でも指摘されており、大学と設置者は将来的に大学を同一キャンパスに統合する為の中長期構想を検討し共有する必要がある。

- ICT 環境の改善を図るために情報専門職員の配置および情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備が必要である。
- 附属図書・芸術資料館は、懸案である専任司書・学芸員配置、要望のある図書館の土日開館等の課題が解決されていないほか、年次毎の図書・芸術資料収集量の縮減、設備機器の老朽化など対策を要する課題が増えていることから、本館は全学的視点による改革の取組が必要である。

## 基準 8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

**観点 8-1-①：** 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点到係る状況】

平成 18 年度の大学認証評価を受けて平成 19 年 9 月に外部評価指摘事項等改善委員会が設置された。委員会は、問題点を検証し学長へ提言を行い、学長の指示により「FD 委員会」などが設置された。これらにより、各ポリシーの策定、単位の実質化、授業評価アンケートの実施などの事案が整備された。また、改善のための具体的な行動が急務として、平成 20 年 12 月に改革推進委員会が設置され、委員会の提言を受け、平成 23 年 10 月に全学教育センターが発足した。同センターは、全学の教育を関連させつつ、本学の教養教育、及び資格課程教育を実施するとともに、その研究・開発に取り組むことを任務としている。このように教育の質の改善・向上を図るための体制が整備されている。(資料 8-1-①-1、資料 8-1-①-2、資料 8-1-①-3)

学生には、前・後期 2 回の授業評価アンケートが実施されており、FD 委員会で取りまとめられ、授業の改善と充実を図るよう教員にフィードバック提出を求め、その他同アンケートにおいて学生から指摘・要望のあった事項については、その改善・対応を関係部署に求めている。学生はその結果を随時閲覧できるようにしている。(資料 8-1-①-4、資料 8-1-①-5)

資料 8-1-①-1 *	平成 23 年度外部評価指摘事項等改善委員会会議録
資料 8-1-①-2 *	沖縄県立芸術大学自己点検・評価及び改善の取り組み
資料 8-1-①-3 *	改革推進委員会最終答申
資料 8-1-①-4 *	授業評価アンケート フィードバック報告書
資料 8-1-①-5 *	授業評価アンケート結果に対する改善対応の公表について

#### 【分析結果とその根拠理由】

外部指摘事項等改善委員会、改革推進委員会等の提言により、教育の質の改善や向上のための実質的な対策がとられ、全学教育センターが発足するなど、教育の質の改善・向上を図る体制は整えられている。

**観点 8-1-②：** 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

#### 【観点到係る状況】

学生からの授業評価の意見を聴取するため、年 2 回、授業評価アンケートが実施されている。その内容に関しては、「授業評価アンケート実施部会」で毎回検討している。アンケート結果は、フィードバックされ、教員は自己の教育内容を評価し、教育の質の向上を目指している。また、フィードバック報告書に基づく改善策として「授業改善研究チーム」が授業指針を策定した。満足度調査では、自由記述において問題があっ

た各部署、専攻、委員会に回答を求め具体的な改善を促している。(資料8-1-①-4、資料8-1-①-5、資料8-1-②-1、資料8-1-②-2)

授業評価アンケートや満足度調査だけでなく、講義系、実技系の教員は、適宜面談を行っており、学生の意見を聴取し、教育の質の改善に活かしている。

資料8-1-①-4 *	授業評価アンケート フィードバック報告書
資料8-1-①-5 *	授業評価アンケート結果に対する改善対応の公表について
資料8-1-②-1 *	平成22年度満足度調査アンケート 満足度調査報告書及びその対応方法
資料8-1-②-2 *	授業指針

**【分析結果とその根拠理由】**

授業評価アンケート、満足度調査アンケートのフィードバックにより、学生の授業評価や教員の自己の教育内容を評価する体制が整備されている。

**観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

**【観点到に係る状況】**

芸術大学の特殊性は、学習成果を作品、演奏、論文として公表することと言える。学内外で開かれる演奏会、展覧会、論文発表において、学生、教員は、絶えず学外関係者の意見を集約し、自己評価し、改善に向けて研鑽を積んでいる。

また、沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査が行われ、報告書が提出された。大学に対する評価や有用性については概ね高評価であるが、社会への発信、あり方に関しては評価が低かった。(資料6-2-①-1)

設置者は、平成24年6月、大学に、将来構想を示す「沖縄県教育振興基本計画」を策定した。学士課程教育の推進、大学院教育の強化、大学の教育研究の推進と強化、大学における社会貢献の推進等の項目に、5年後の数値目標を設定し、実行に向けた大学の取組の姿勢を問い、検証することになっている。(資料7-1-③-4)

設置者は、平成22年度に、外部有識者で構成される「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会」を設置し、平成24年3月にその提言がまとめられ大学側に示された。教育の質の向上についての提言に対し、「あり方検討委員会提言事項審議委員会」において審議し、提言に係る関係部署に、実効性ある計画を策定し、改革を推進するよう意見を集約させ改善策を求めた。検討結果は、平成24年10月25日の評議会において承認され、設置者に報告された。大学としては、改善の進捗状況を適宜検証することになっている。(資料8-1-③-1)

資料6-2-①-1 *	沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査委託報告書
資料7-1-③-4 *	沖縄県教育振興基本計画
資料8-1-③-1 *	沖縄県立芸術大学あり方検討委員会提言事項取組方針

【分析結果とその根拠理由】

芸術大学の性格上、表現を通して絶えず外部の評価を伴う活動を行っている。評価を受けることで、大学、教員、学生は、自己点検を行い研究活動に反映させている。また、学外有識者等を外部の意見を聴取し、教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

外部評価指摘を受け、平成 20 年 5 月 FD 委員会が立ち上がり整備された。新任教員に対しては、FD 委員会の策定する新任教員研修が課せられ、また、複数教員との協議や助言の下に授業計画を立てて授業を行うなど各専攻で配慮されている。各専攻において絶えずカリキュラムも見直しが行われ授業の改善を図っている。また、専門実技において、教員は相互の意見交換を介して、能力の更なる研鑽に励んでいる。(資料 8-2-①-1、資料 8-1-①-5) 今後更に、FD 研修会の充実など、ファカルティ・ディベロップメントの活動を推進していく必要がある。

資料 8-2-①-1 \* 平成 25 年新任教員研修プログラム

資料 8-1-①-5 \* 授業評価アンケート結果に対する改善対応の公表について

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の現状と課題の共有のため組織的な対策が必要である。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学においては、主に助手、教育補助嘱託員が教育支援や教育補助を担当している。助手、教育補助嘱託員は、教育活動の後に時間を設け、自身の資質の向上のために制作、練習、研究を行っている。

音楽学部の非常勤講師・非常勤演奏員・助手・教育補助嘱託員は、アンサンブルや伴奏等の準備・研究・練習のため、音楽棟及び奏楽堂の教室や合奏室を使用することができ、教育活動の質の向上や施設の効率的な使用に活用している。

美術工芸学部の助手には、教授会の判断により、学部予算から研究費（消耗品・旅費）が配分されるほか、助手、教育補助嘱託員は研究、制作のため専攻施設の業務時間外使用が認められている。また、教育研究支援資金プロジェクトへの企画の参加を促し、体験、発表等を通じて教育者、研究者、作家、演奏家としての育成を図る実践的な教育を行っている。

ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を採用し、修士課程教育の一貫として学部教育の補助を担当させている。指導教授は、TA が学部教育への参加を通じて、大学教育に必要な教育的知識、技術、態度を身につけるよう配慮している。(資料 8-2-②-1)

資料 8-2-②-1 \* ティーチングアシスタント業務報告書

【分析結果とその根拠理由】

本学において、助手、演奏員など教育支援者や教育補助嘱託員や技術員はいずれも専門性に優れ質の高い人材である。様々な場で教育能力の向上に努め、その資質を向上させることに役立っている。TA は、指導教授の下、資質向上を図るための取組を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 全学の授業評価の体制が整備され、適切な改善策が策定されている。全学教育センターが発足するなど、大学全体の教育体制を見通したシステム構築を目指し、全学的な取組が行われている。

【改善を要する点】

該当なし



## 基準9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

**観点9-1-①：** 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

#### 【観点到係る状況】

本学の教育研究活動に資する資産としては、沖縄県の公有財産として大学運営に必要な土地及び建物、また、物品としては教育・研究用備品、図書、芸術資料を保有している。美術家、音楽家、研究者、教育者等の養成という本学の目的を達成させるに不足のないものとなっている。

債務については、公会計のため該当なしと言える。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると言える。

**観点9-1-②：** 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、授業料、入学考査料、入学金が主な自主財源である。本学の決算額に対する自主財源の割合は、毎年度概ね22～24%を維持している。(資料9-1-②-1)

その他、科学研究費、受託研究費等の競争的資金の申請を積極的にを行い、科研費は、例年8～9件の採択を受けている。同様に、受託研究費は、産官学連携事業を中心に受託されている。

資料9-1-②-1 * 決算及び財源内訳書
-----------------------

#### 【分析結果とその根拠理由】

人件費をはじめ抑制傾向にあるものの経常的収入は継続的に確保されている。さらに、外部資金を積極的に受け入れており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入を確保している。

**観点9-1-③：** 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、沖縄県が設置・運営している公立大学であり、収支に係わる計画は県議会に提出する予算案によってなされている。(資料9-1-③-1)

資料 9-1-③-1 \* 大学予算の推移

【分析結果とその根拠理由】

県議会による予算案の審議、議決という形で、本学の収支計画は関係者に明示されている。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学については、収支が常に均衡する公会計によって処理されており、収支超過になる状況にない。(資料 9-1-②-1)

資料 9-1-②-1 \* 決算及び財源内訳書

【分析結果とその根拠理由】

支出超過はない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

沖縄県が非常に厳しい財政状況であることを受けて、本学においても、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度教育研究活動に支障が生じないよう一定の額を確保している。支出項目ごとの経常的経費に対する割合で見ると、人件費が高い。これは、少人数制の本学において、人件費は教育研究活動に対する資源配分と捉えており、本学の教育内容に即した必要な資源配分を行っていると言える。また、本学の教育研究の充実を図るため、平成 23 年度 10 月、崎山キャンパスを開設するなど、本学の教育研究施設は大幅な充実をみている。(資料 9-1-③-1)

資料 9-1-③-1 \* 大学予算の推移

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の予算は、県の予算編成方針により減少しているが、予算の範囲内で適切な予算配分を行い、教育研究活動の充実に努めている。しかし、施設整備等多額の費用を要する整備計画は難しく予算不足の感は否めない。

**観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。**

**【観点到係る状況】**

本学は、公会計による財務管理を行っているため、財務諸表は作成していない。ただし、毎年度決算を県議会に報告し、その承認を受ける形で翌年度の財務状況に対する確認を行っている。(資料 9-1-②-1)

なお、監査については毎年度、県監査委員による委員監査と事務局職員監査、さらに包括外部監査が実施され、適正な財務処理の推進が担保されている。(資料 9-1-⑥-1)

資料 9-1-②-1 *	決算及び財源内訳書
資料 9-1-⑥-1 *	平成 23 年度定期監査の結果報告書

**【分析結果とその根拠理由】**

財務諸表は作成していないが、決算の県議会報告によって確認されている。また、監査等も適正に実施されている。

**観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

**【観点到係る状況】**

本学組織の管理・監督者として、学長を統括者とし、学部長、学生部長、研究科長、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長及び事務局長を置いている。(前出資料 2-1-②-1)

本学の最高の議決機関は、学則 5 条の 2 により評議会であり、大学全体の運営に関する事項を審議している。また、部局長会議を置き、全学的な立場から調整、評議会を含む重要会議の原案作成などを審議している。その下に、学部には教授会、大学院には研究科委員会を置いている。大学諸規程により全学委員会、教授会と研究科委員会の下に各種委員会を置いている。施設管理体制に関しては、全学施設整備委員会に諮ることとしている。また、情報管理については、専任の事務職員がおらず、事務職員、関係する教員に負担がかかっている状態である。(前出資料 2-1-②-B)

事務組織としては、管理職として事務局長、総務課長、教務学生課長を置き、その下に、庶務、財務を所掌する総務課と教務事務一般を所掌する教務学生課を置いている。課題としては、崎山キャンパスにおける事務職員及び保健業務嘱託員の継続した適正配置があげられる。(前出資料 2-2-①-B、同 3-3-①-1)

危機管理事項、緊急事態に際しては、速やかに部局長会議が招集され、迅速な対応を関係部署に指示する体制がとられている。しかし、管理運営組織としては、その職務が不明確であり、危機管理マニュアルの策定、情報セキュリティ管理体制の構築が急務である。

資料 1-1-①-1 *	「沖縄県立芸術大学学生便覧」学則 P22
資料 2-1-②-B *	大学組織図
資料 2-2-①-B *	現行組織図 (全学委員会等)
資料 3-3-①-1 *	事務分掌

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的達成のために適正な組織体制がとられ、それぞれ機能と役割を果たしている。危機管理マニュアルの策定を含む危機管理体制と情報セキュリティ管理体制の構築が必要である。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

学生からの意見、要望等は「学生生活満足度調査」及び「ハラスメントアンケート」によって把握している。「学生生活満足度調査」の内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係が、「ハラスメントアンケート」では、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントが含まれ、様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望は、担当委員会で取りまとめられ、該当部署、専攻、教員にフィードバックされ改善が図られている。（前出資料 8-1-①-4）

「ハラスメントアンケート」では、構成員の他、非常勤講師の意見も聴取されている。小規模校のため、専攻内において学生の意見に対して細やかに対応している。教員のニーズに関しては、教授会や各種委員会で意見収集する体制になっている。事務職員の意見は、各課長の下で集約される他、意見箱や学長メールを通じて意見収集も可能である。（前出資料 7-2-⑤-3）

学外関係者の意見は、オープンキャンパス、公開講座、卒業制作展等の行事においてアンケートが実施され把握されている。

資料 8-1-①-4 \* 授業評価アンケート フィードバック 報告書(事例)

資料 7-2-⑤-3 \* ハラスメントアンケート報告書

【分析結果とその根拠理由】

構成員（教職員、学生）のニーズは、各アンケートによって把握され、管理運営に反映されている。学外関係者の意見においては、各部署で集約、整理され、運営に反映されている。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

事務職員の資質の向上のため、県自治研修所の主催する研修を活用して、能力開発・向上に努めている。同所の研修は、階層別研修（職員の各階層の職位毎に必要とされる能力の開発を行う研修）と特別研修（多様な行政ニーズに対応する能力向上を図る研修）に区分されている。階層別研修は各階層における昇任等の時期に該当する職員を指名することにより研修が実施され、特別研修は受講希望者の推薦により実施される。

資料 9-2-④-1 \* 自治研修所等研修出席状況及び研修計画

【分析結果とその根拠理由】

大学として職員の資質向上のために各種研修への参加を奨励しており、大学組織として職員の資質向上のために取り組んでいる。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学は、平成 13 年度に沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書を作成した。平成 18 年度には、大学評価・学位授与機構から認証評価を受けている。認証評価を受けて、外部評価指摘事項等改善委員会を立ち上げ、報告書に基づき改善すべき事案について整備してきた。大学評価委員会においては、前回の認証評価を踏まえた上で、評価項目について全般にわたって点検している。改善に向けた意見を集約し、委員長から学長に向けて提言が行われ、学長は関係する部署での検討を指示するなど継続的な見直しが図られている。美術工芸学部では、自己点検・評価に関する申し合わせ事項が策定され、年度末に報告書、申し送り事項を学部長へ提出し、翌年度の改善に向けた取組を促すことにしている。（資料 9-3-①-1）

資料 9-3-①-1 \* 大学評価委員会からの学長への進言事項

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価を行う体制が整備されつつある。教職員への周知、課題等の共有が求められる

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

平成 18 年度大学評価・学位授与機構から認証評価を受けている。平成 22 年度に、外部有識者で構成される

「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会」が設置され、平成 24 年 3 月に設置者からその提言が大学に示された。(前出資料 7-1-①-2)

資料 7-1-①-2 \* 沖縄県立芸術大学あり方検討委員会「提言」

【分析結果とその根拠理由】

適切に行われている。

観点 9-3-③: 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度の外部評価を受け、外部評価指摘事項等改善委員会が立ち上がり、改善項目について着実に改善に向けて機能している。また、大学評価委員会は、改善を急務とする事項に関して、学長に進言を行い関係部署に対応策を促している。(資料 9-3-①-1) 平成 24 年 3 月に示された沖縄県立芸術大学あり方検討委員会提言を受けて、大学は、「あり方検討委員会提言事項審議委員会」を立ち上げ、平成 24 年 11 月、提言事項への各担当組織における取組の実施に向けて方針を示した。(資料 9-3-③-2)

資料 9-3-①-1 \* 大学評価委員会からの学長への進言事項

資料 9-3-③-2 \* あり方提言事項への取組方針 (H24. 11. 30)

【分析結果とその根拠理由】

評価結果がフィードバックされ管理運営のための具体的な改善に向けた取組が実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大学の管理運営体制は、評議会を最高の議決機関とし、全学的な問題を審議する全学委員会が配され、学部教授会、大学院研究科委員会に付随する各種委員会において問題が議論されるなど適切な意思決定がなされる体制となっている。

【改善を要する点】

- ・ 危機管理マニュアル及び情報セキュリティ体制が未整備であり、改善の必要がある。

## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

大学の目的、大学院の目的は、大学ホームページ上で社会に広く公表されている。平成 24 年度に策定された各学部、研究科の目的のホームページ上の記載を準備している。構成員には学生便覧への掲載及び配布で周知を図っている。（前出資料 1-1-①-1）

資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」学則 P22  
 ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/outline/philosophy.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に、公表・周知が図られている。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

大学ホームページ上で公表されているほか、大学案内、学生便覧、学生募集要項への記載・配布によっても周知が図られている。（前出資料 1-1-①-2、同 1-1-①-1）

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」 アドミッション・ポリシー等の周知 P1  
 資料 1-1-①-1 \* 「平成 25 年度学生便覧」アドミッション・ポリシー等の周知 P1  
 ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/outline/philosophy.html>

#### 【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知が図られている。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

#### 【観点到係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項は、大学のホームページ上に掲載されている。

その他の教育研究活動の具体的な情報は、大学広報誌「開鐘」、大学紀要、研究所紀要「沖縄芸術の科学」、音楽学専攻研究誌「ムーサ」に掲載、配布され、広く公表されている。

現在、沖縄県立芸術大学学術リポジトリの創設を目途として準備委員会をすることが確認されている。

資料 1-1-①-2 \* 「沖縄県立芸術大学案内 2013」

ホームページ <http://www.okigei.ac.jp/outline/teachers/index.html> (教員総覧より閲覧可)

<http://www.okigei.ac.jp/outline/publications.html> 「大学刊行物」参照

**【分析結果とその根拠理由】**

教育情報の公表は適切になされている。ホームページの英字記載箇所の更新が遅れているなど、更に整備が求められる。リポジトリの整備に着手したところである。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- ・ 県民に開かれた大学を目指し、教育活動の公表が適切に行われている。

**【改善を要する点】**

該当なし